

平成18年 第2回(定例)由布市議会会議録(第2日)

平成18年6月13日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成18年6月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(26名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君 書記 衛藤 哲雄君

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許します。

まず、24番、山村博司君の質問を許します。

議員（24番 山村 博司君） 皆さん、おはようございます。由布市も昨年10月1日合併以来8カ月を経過しましたが、厳しい財政のもとで、市長初め職員の皆さんの創意と工夫により、意欲的に行政が運営されていることに関しまして、敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に基づきまして、2点、市長並びに関係課長にお尋ねをいたします。

まず1点、由布市の農業振興についてでございます。

農家の高齢化、担い手不足が進む中、米価の低迷や農畜産物の価格の低迷など、農業を取り巻く情勢は年々厳しくなっております。そこで、市の農業振興は今後どう進めていくのか。行政としての課題は多くあると思いますが、私は私なりに考えておりますが、農業振興対策について提言とお尋ねをいたします。

まず、1点目の営農指導体制の強化でございます。これは私自身も永年にわたり体験しましたので、その体験も踏まえながらお尋ねをしたいと思います。

資料で調べてみますと、湯布院町におきましては観光農業、いわゆる観光客年間180万を相手にして、路地野菜や畜産の振興が行われておりますし、庄内においては中山間地、高冷地の農業が行われており、特に高冷地野菜や路地野菜、畜産等が振興されております。また、挾間においては、大分市の都市近郊ということで施設園芸等が振興されております。やはり私は何といても市の中の農家が潤わなければ市勢の発展はないと考えております。

例えばこの営農指導体制が強化されますと、指導体制というのは市と農協が資金を出し合い、その中で指導部門と事務部門ということで統合した組織をつくれば、私は農業の振興というのは一番うまくいくのではなかろうかと思っております。その中で財政難もあります。農協は農協の合併を控えておりますが、非常に難しいときではございますけれども、ぜひとも、今の農政課があります。これも合併によって湯布院、庄内、挾間の職員が農政課の中で仕事をしております。その中で、やはりこの指導体制がしっかりしないと農政は私は進展しないと思っております。私の経験からもそう思っております。それで、やはり市、農協、県の連携強化をすることこそ農業の本当の振興ができるのではないのでしょうか。

そしてまた、私がお尋ねしたいのは、湯布院町には県をやめたOBの農業技術のスペシャリストがおりますし、挾間町にも1名、私たちの先輩がおります。庄内町が農業の町でありながら、なぜ庄内町に畜産なり園芸の指導者を、このスペシャリストを置かないのか、私は不思議でたまりません。財政が厳しいとは言え、やはり公平の中の、市長がいつも言われますように、公平、平等という中で、やはり農業振興は進めていくのが本来の姿ではないのでしょうか。

それから、もし財政的に厳しいのであれば、今事務職員が庄内、挾間、湯布院におりますけれ

ども、事務だけではやはり農業の振興はできません。それに伴うやはり技術が並行してこそ、何度も言いますが農業の振興はあるのではなからうかと思っております。事務プラス技術、そういうことで、予算がないのであればやはり農政課なりにおける職員に年に1回、県の中央会が実施しております営農指導員の登録試験というのがありますが、この試験を勉強させて資格をとらせ、事務と技術と両方で対応できる職員が、研修をさせれば、両方に対応できる職員ができるのではなからうかと思っております。

2点目は、集落営農の推進でございます。これは皆さん御承知のように、今度合併しました国東市の見地地区、旧国東町の見地地区というのがありますが、ここは早くから営農集団をつくり、集落営農を中心に農業を進めております。機械の共同利用、共同作業、育苗の共同、それから収穫調整の共同作業等いろいろな面でやはり集落営農を中心に、リーダーが3人ないし4人おって進めております。

その中で、今集落営農が状況を見ますと、庄内町が今のところ集落営農は11ですか。それから挾間、湯布院等は少ないようですけれども、これもやはり農業振興の中心になるのは集落が栄えなければ集落営農というのは成り立ちません。また、これが一步進んで生産法人となるわけで、これも農業委員会の事務局等で進めておると思いますが、この集落営農こそ農業の振興の大きな柱になるのではないのでしょうか。この集落営農の進め方を行政としてどう対応していくのか、お尋ねをいたします。

3点目の認定農業者の活用でございますが、認定農業者につきましても庄内町が100人、湯布院、挾間とそれぞれ農業者がおりますが、これも私が今現在感じておるのは、集落のリーダー研修というのをやっているのだろうかと思っております。やはり認定農業者というのはあくまでも耕作面積50アール以上とか条件がありますが、集落リーダー、集落リーダーがやはり育成されなければ集落営農、そして集落営農の組織化、そして農業の振興はあり得ないのではなからうかと思っておりますので、やはり各地区、行政区におきまして二、三人のリーダーを育成して、行政としての指導をしてもらうということが必要でございます。行政としても今後どのように考えているのか、その点をお尋ねします。

4点目は、中山間地直接支払い制度の推進ということで、これにつきましても由布市で40集落、庄内で約30ということで、湯布院、挾間町にもあります。これもやはり国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、あとは自己負担ということで、非常に制度的にこの財政の厳しい補助金の減額されている中での農業振興の大きな柱になるわけです。例えばA地区では農道の舗装をしたり、公民館を新設したり、井戸の改修をしたり、いろいろな事業に役立てております。この中山間地直接支払い制度につきましても、このたび事務的な、やはり農家の申請、それから行政が点検するというものでありまして過払いが発生しました。これにつきましても、やはりこれ

が発生したというのは、私はやはり農家だけの責任ではなくて、やはり職員が余りにも負担が大き過ぎたんじゃないかならうかと思っております。この過払いにつきましても、やはり1人の職員に担当させるんじゃないなくて、4人なり5人なりが重複してほかの部門と担当してチェックをするという機能が私は必要になってくるんじゃないかならうかと思っております。そういうことで、中山間地直接支払い制度の推進を進めていない地区をどう進めていくのかということをお尋ねをいたします。

以上4点が私が質問をしたいことですが、市長にお尋ねしますけれども、農業振興とういのはやはり1年、2年ではできません。長い目で見なければできません。財政が厳しいとは言え、農家が栄えれば商工会も栄えます。商工会が栄えれば地域も活性化します。商工会が栄えるというのは、やはり農家所得がふえれば商工会での買い物もふえるわけでありまして、そういう連鎖反応がありますので、ぜひとも私が今提言なり質問いたしました4点につきまして、行政としての十分なる対応をお願いしたいわけでございます。

それから、2点目でございますが、公営住宅の払い下げについて。

これは私もかねてから公営住宅というのに非常に興味を持っております。この公営住宅というのは、国が3分の1癩癩昔ですよ癩癩国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1という資金の中で建設をされておりました。今、合併して湯布院、庄内、挾間の状況を私が調べてみました。

まず、湯布院町は40年以上経過した戸数が25戸、総戸数が125戸。それでその40年以上の経過した割合が20.4%、団地数で5団地。庄内町が89戸で256戸の総戸数で、割合が34.7%、団地数で15団地。挾間町が19戸で、総戸数201戸、割合が9.4%の6団地ということでございます。内容を見ますと、ほとんどが木造住宅で、ほとんど耐用年数が私は30年ぐらいじゃないかならうかと思っております。

これを見ますと、40年以上のがこんなに住宅が多くあるというのは、非常に私は、災害に対しても危険であり、また2点目としては維持管理費が、例えばサッシを2枚変えれば4万円かかる。家賃が2,000円であれば年間2万4,000円。赤字になる。当たれば当たるほど赤字になる。畳を変えてもそうです。1枚6,000円しますから、6枚変えりゃ3万6,000円。そうすれば、家賃が3,000円であればとんとんでありましてけれども、畳がえというのはあけたときとか、年に何回もありませんけれども。それと、一番心配なのは台風対策です。台風が来ればどうなるのかということが懸念されます。

そういうことで、40年以上の老朽化した住宅を、私は維持管理費が高つくので、早く払い下げをして、払い下げをするには、やはり皆さんの希望調査も必要でありましょう。そういうことを勘案しながら進めていきたいと思っておりますので、市としては払い下げの計画があるのかどうか

お尋ねをいたします。

2点目は、空き家住宅が、私が行った山添住宅ですか、聞いたところによると空き家住宅が何軒かあるところがあります。こういうような空き家住宅も、どのようにして空き家住宅を管理しているとか募集しているのか。空き家住宅がないように、空き家がないようにしなければいけないわけでありますので、その空き家住宅の対策も十分かがていかなければいけないと思いますので、それについてもお尋ねをいたします。

以上、農業振興対策については4点、それから公営住宅の払い下げについては2点、計6点について質問をいたします。

あとは自席の方で質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。24番議員、山村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、農業指導体制の強化に関して、市と農協による指導事業の統合、組織再編ということについてでございますけれども、由布市内には現在2つの農協がございます。それぞれの地域でそれぞれに事業がなされてきたということは皆さん御承知のとおりでございます。

御案内のように、農協は来年4月をめぐりに圏域農協として組織統合されることが打ち出されております。各種改革が振興する中で、組織強化に向けた統合は大きな意義があるかと思っております。由布市といたしましては、農協との連携なくして指導体制の強化はあり得ませんし、今後は下部組織であります各種生産部会の統合も視野に入れた中で、今後関係機関と連絡をとりながら指導強化を図ってまいりる所存でございます。

また、各種技術のスペシャリストの雇用についてでございますけれども、御案内のとおり、現在2名の専門技術員を雇用して指導に当たっているところでございますが、今後も可能な限り継続した営農指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、集落営農の組織化の推進でございますけれども、議員御提案のとおり、由布市地域15の組織を目標に推進を図ってまいりました。現在、由布市では12組合が組織化を行い、組織として立ち上がったところでございます。今後さらに10組合を立ち上げ計画をしております。今後市内全域を対象に、さらなる推進を図ってまいりる所存でございます。

次に、認定農業者の活用についてでございますが、認定農業者は農業経営の中核的リーダーであることはもとより、地域の中核的担い手でもございます。市内には現在、経営改善計画の認定を行った数は182でございますが、御案内のように、市は塚原雑戸地区から挾間の鬼崎地区まで、気候も風土も異なる中で、品目も規模も異なり、それぞれの地域でそれぞれの品目を検討し、各地域の実情に応じた組織の育成を進めて、各種機関が開催する研修会等にも積極的に参加を促

していきたいと考えております。

次に、中山間地域等直接支払い制度の推進でございますが、平成17年度から実施されている次期対策においての集落協定数は40数集落と、個別協定数は17名により取り組みが行われております。挾間地区におきましては、知事特認で実施していることから、今後は新たな面積配分がない限り集落協定を行うことができないなどさまざまな要件を加味しながら、本年も3月から4月にかけて集落説明会を開催してきたところでございます。今後も中山間制度の定着は、地域が元気が出る事業として位置づけまして、さらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、築後40年以上経過した住宅の払い下げ計画があるかどうかということでございますが、現時点では各団地とも入居者がいらっしゃいますので、払い下げの計画は持っておりません。払い下げるには入居者の同意が必要でございますので、入居者に優先的に払い下げなければなりません。また、1つの団地が全員退去された場合は公共の用途を優先したいと考えております。

空き家住宅につきましては、耐用年数が経過している1戸建て住宅につきましては順次解体撤去し、更地にした上で、跡地利用については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長の平野です。24番、山村議員さんの質問に細部の部分で御回答いたしたいと思っております。

まず、農業指導体制の強化ということでございますが、先ほど議員さんは、挾間地域と湯布院地域に市が雇っている指導員がおるということを言っておりましたんですけども、これは由布市全体で2名の指導員がそれぞれの農家あるいは部会等に出向いて行って指導をしているということでございまして、庄内地域がないということではございません。そういうことで御理解をさせていただきたいというふうに思います。

まず、営農指導につきましては、県の中部振興局の中にそれぞれの、野菜は野菜、畜産は畜産の専門の指導員がおります。県の職員はそれぞれの分野ごとでその専門の職員がいるわけございまして、農協の指導員あるいは市が雇っている2名の指導員とあわせて連携をしながら営農指導に当たっているところでございます。

それから、集落営農の組織化でございますけれども、先ほど市長が申し上げたとおりでございますけれども、新市になりまして農協も2農協あるわけでございます。可能な限り生産組織を統合される部分は統合していております。まだまだ長い歴史があるわけございまして、畜産部門だとかそういうシイタケだとかいう分は全体でできるわけなんですけれども、農協が違って集荷が違うということになりますと、なかなか一気に統廃合というのは難しいわけございまして、可能な限り早い時期に話し合いを重ねる中で推進を図っていききたいというふうに思っております。

それから、集落営農の組織化ですけれども、これは庄内地域が11地域、挟間地域が3、湯布院がどういうわけか集落営農という部分につきましたはないわけなんですけれども、湯布院独自の今までの営農推進をした経過があります。まだまだ農政課としてどういうふうに指導していいのかというのがまだまだつかめない位置にあるわけなんですけれども、しっかり集落に出向いて行って考えてまいりたいというふうに思っております。

特に挟間の中恵地域におきましては、約20年前から機械の協業化というものを図って、大分地域のモデル的な存在であったかというふうに思っております。今日まで機械利用組合ということとやってきておりますけれども、法人化に向けて今努力をしているところでございます。

それから、認定農業者の活用ということでございます。ほんとに議員御指摘のとおり、認定農業者は農業の中でやっぱりリーダー的な存在であるわけでございます。人数的には182名が認定されているわけなんですけれども、すべて専業農家ということではございません。

17年度の申告によりますところの数字を見ますと、大体認定農業者で農業部門だけ抜粋しますと、1戸当たり138万5,000円というのが平均の所得でございます。他の所得を含めまして244万6,000円という数字になるわけでございます。もちろん専業農家の中でも400万以上の所得を上げている農家もございます。182名の平均値をとりますと今の数字でございますけれども、この水準を県の指導からいきますと、400万を目標に持っていきたいという指示が来ております。

由布地域は中山間地域でございます。ほんとに地形がよくないわけでございますので、県の平均にはなかなか届かないものの、300万という数字を設定しながら、所得の向上に向かって努力をしてみたいというふうに思っております。

それから、中山間地域の直接支払いの関係でございますけれども、挟間地域は特認事業ということでございまして、県の枠がない限り、新しく地域を指定することができません。由布市以外にも特認地域をかなりの市町村が申請をしてみいました。そういうこともありまして、挟間地域ではなかなか推進は難しいわけなんですけれども、庄内地域におきましては二、三の集落が18年度からまた新しく始めようという意思表示が出ております。そのために今職員が出向いてその指導に当たっているところでございます。

先ほど過払いの話が出たわけなんですけれども、本当に議員御指摘のとおり庄内地域は20数地区の申請が一挙に出たわけなんですので、一、二名の職員の対応ではなかなか大変だったというふうに思っております。そういうことでございますけれども、先般、大分合同新聞に記事が出ました2日後に、全体の中山間地域の役員さんを集めて、過払いのことについて御説明をしております。あくまで過払いでございますので、私どもからお願いでございますけれども、後日、金額が決定した次第、返納していただくようお願いをしてくれているところでございます。

湯布院地域の2地区につきましては、事の説明に上がりまして、過払いは金額が決定次第、もう全額納入をしてくれるということを約束済みでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 建設課長、答弁があれば。癩癩じゃ、山村議員、どうぞ。

議員（24番 山村 博司君） それでは、順を追って再度質問をいたします。

1点目の営農指導体制の強化でございますが、答弁をお聞きしましたが、要約しますと、財政が厳しいからなかなか人数がふやせないというのが結論であろうと思いますが、私が言ったのは、挾間町と湯布院に担当の農業技術のスペシャリストがおり庄内にいないというようなことで、農家の多くの方から電話連絡等情報が入ってまいります、ぜひとも庄内にそういう指導者をお願いしたいという要望があります。

そして、今ちょうどこの2名の方は私の学校の先輩でございますが、どちらも園芸が専門でございます。庄内町だけのことでなくて、湯布院町もそうですが、畜産振興という面から、畜産の指導員というのが非常に不足しているように思われますので、そういう面も考慮して、やはり先ほど課長の話にもありましたように農業関係機関との連携を強化しながら、そういう体制をどのようにしていくのかというのがこれからの大きな課題ではなかろうかと思えます。

やはり先ほど言いましたように、農家が所得が上がれば、この営農体制ができれば、がっちりいけば、生産組織もがっちりいきますし、生産組織がいけば、例えば湯布院町に観光客が年間180万、200万なり来るそうですが、その観光客を相手に農産物の販売もできましょうし、それから学校給食等に利用するというようなこともできますので、そういう生産組織が強化されれば契約栽培等もできて、市長がいつも言う地産地消の農業ができるのではなかろうかと思えますので、ぜひとも、とにかく指導体制というのが一番だと。事務屋というのはだれでもできるちゃ語弊がありますけれども、なかなか技術屋というのはほんと難しい面があります。そういうことで、自分も体験しておりますけれども、ぜひとも農業振興のかなめとして、財政、財政という言葉が言われておりますけれども、1人ぐらい増員して、その体制を癩癩農協合併もあります。市長の答弁では由布市に2つの農協があるということで、来年4月に合併の見込みだということですので、農協も合併の時期でありますので、いい時期ではなかろうかと。やはり農協がイエスと言わなければ、なかなかそういう面では難しいというように思われます。

それから、2点目の集落営農でございますけれども、これは今後これから10組合推進していくということでございまして、これはやはりこれからは担い手が不足します。50アール、70アール耕作しても後継者がいないということで、耕作不能地がどんどんふえていく可能性があります。ぜひともこの集落営農を推進して、法人化を進めて、やはり農業が心配せんでもこの生産法人に頼めばできるんだという体制を築くために、行政としての的確な指導をお願いをした

いと思っております。

それから、3点目の認定農業者の活用、これは182名ということでございますが、私が申し上げたのは集落リーダーになるわけでありますので、やはりこの認定農業者が活動するかしないかでこの集落営農も大きな影響を及ぼすのではなからうかと思えます。そういうことで、集落リーダーの研修を行政の方としてどういう方法でやっているのかというのを尋ねたと思うんですが、先ほど課長のお話では、専業農家がどうだというようなことで所得の説明がありましたけれども、私が言った質問は、リーダーの研修をどのようにやっているのか、それをお尋ねをしたいと思えます。

それから、4点目の中山間地直接支払い制度の推進でありますけど、これは挾間町は特認地域、庄内町は11、湯布院町はありませんということでありますが、私はやはり湯布院地区も中山間がかなりあるわけです。今補助金が少ない中でこの中山間を利用しない手はないわけです。だから書類作成も、私も役員した経験がありますが、書類作成も農用地か農用地外かチェックするあれもありますし、非常に煩雑な書類が多くあります。ありますが、やはり私も、ぜひとも湯布院町にこの補助金制度のいい制度が、17年から2期目が始まったわけでありましたが、これを行政の方として、課長のお話では集落へ出向いて進めていくということでございますが、綿密なる指導計画を立てて、ぜひとも湯布院町に進めていただきたい。また庄内町でも集落で今からできていないところもありますので、そういう地域を振興して、少しでも農家の方の懐くあいがよくなるような指導をぜひともお願いをしたいと思います。

以上で、また再度私が申し上げました質問についてお答えをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。24番、山村議員の質問に対してお答えをいたします。

まず、農業指導体制の分野でございますけれども、先ほど申し上げましたように、市で雇っている指導員は、もう全地域を対象に指導してまいっております。市民の方は御存じない方もいるんだろうと思うんですけれども、4月か5月の市報に掲載をして、全市を回りますよというふうに御通知をしておるところでございます。私どもも庄内地域に行きますと、先般はかぐらちゃやの役員会に出席したんですけれども、どうぞ指導員を、電話をかけてでも結構ですので、必要があれば指導に来るように連絡をくださいと。そうすれば時間をとってお伺いしますというふうに言ったところでございます。それなりに、事あるごとにそういう話もしてまいってきているところでございます。

それから、農協さんと市と普及所が、随分前の時代は一緒の事務所において営農指導をした経過も存じ上げております。いつの時代かそれぞれになったわけでございますけれども、農協が圏

域農協に合併するということもございまして、少し山村議員さんの質問があるということも含めまして相談をしたんですけれども、さわやか農協につきましては、ほんとはもうやった方がいいということもあるんですけども、合併ということがあればその段階を過ぎないとなかなか農協として一定の方向は見出せないという話も聞いております。そういうことでございます。

それこそ先ほど言いましたように、農協と市と改良普及員と綿密に連絡調整しながら指導してまいっていききたいというふうに思っております。

それから、畜産のことを触れておりましたけれども、畜産農家はほんとに高齢化をしております。そして、1戸あたりの飼養頭数はだんだんふえているという、若い人たちはふやしていったという傾向にあるわけでございます。畜産につきましての細部の資料は農政課の資料の中に添付をしております、その数字でございます。

でありますんですが、畜産に関しましては月に1回、家畜保健所の方が農家を一巡して、飼養管理がどのようにできているか、あるいは妊娠している牛がほんとに妊娠をしているかどうかというのを検査をして歩いております。やっぱり獣医師である家畜保健所の先生方でありまして、牛の頭数が減ったということもございまして、以前よりか細部にわたって指導をしていただいていると思っております。普及所は普及所なりに指導員がいるわけでございますので、畜産に関しては特別市で雇うということとはしなくても、やっぱり専門の獣医師が月に1回農家を訪問しているということが一番大切なことだろうというふうに思っておりますので、そういうことで御理解をしていただきたいと思います。

集落営農の組織化でございますけれども、これは今、モデル的にやろうということで十二、三集落を中心に推進をしてきております。底上げをするために、ほかに10地域を集落営農の方向に持っていくために努力をしているわけなんですけれども、法人化につきましては、すぐ法人化ということではなくして、やっぱり地域地域でそれぞれの考え方なり、そこに住んでいる人たちの年齢構成等々があります。一定の期間、しっかり集落営農で頑張っていただきまして、そしてその上に立って法人化をして大丈夫だという時期に来ましたら法人化という方向に進めてまいりたいというふうに思っております。そうでないと、やっぱり不安定なまま法人化にして、後で失敗をしたということになってはその集落に対しても御迷惑をかけることになるわけでございますので、機が熟するまでは集落営農という方向で頑張っていきたいと思っております。

それから、認定農業者がほんとに集落営農につきましてもリーダー的存在であります。専業農家の瀬瀬土地利用型の農業を営むところにつきましては、農業委員会と連携を深めながら面積の集約をしていきたいというふうに思っております。地域ではリーダーであり、営農の分野に対しての指導者でもあるというふうに思っております。そういう位置づけでございまして、その方々の研修はどのようにしているかということが言われておりましたが、これは県の機関でいるんな

研修会が年に四、五回ございます。そのときにはもう一堂に集めて、マイクロバスでその会場まで連れていったりしているわけでございますので、市として特段の研修というのは、個々には行っておりませんが、そういう関係機関が行う研修には出向いてっております。

それから、中山間地域の直接支払い制度についての推進です。ほんとに湯布院地域は今3地区だけで、まだまだ幸野とか塚原とか、しなければいけないところがあるんですけども、なかなか声をかけるんですけども、話に乗ってこないというのが実情でございます。どうしたらわかってくれるのかなというふうに思っているわけございまして、中山間地域の直接支払い制度を最大限に利用して、集落営農という方向に結びつけていかなければいけないということだというふうに思っております。

湯布院の農業の主体は、ほんとに開けた盆地の中の水田かなって思ったりするんですけども、幸野とか塚原とか、やっぱりそれぞれに特性のある農地があるわけでありまして、そこら辺をどうしていくのかなということを今から模索して、しっかり考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 山村議員。山村議員、一問一答式でやってくれませんか。言う方も答える方も大変ですから。

議員（24番 山村 博司君） それでは、指導体制の強化についてはわかりました。

2問目の集落営農の推進、これにつきましては先ほどの説明でありますし、私も理解できました。

3点目の認定農業者の活用の件で、集落リーダー中心に集落リーダーになるわけで、リーダーの人になるわけですが、なっているわけですが、この研修については県の研修が3、4回あるということですが、そういう研修だけじゃなくて、いろいろな実際体験している先進地あたりをどんどん見にいって、視察研修をして見聞を深めて、リーダーの素質の向上といいますか、そういう面を私は図る必要があるんじゃないかと。ただもう研修だけに3回、4回行く、県のあれに並行的に行くんじゃないかと、そういうことをすれば、やはり認定農業者も自分の認定農業者としての価値観がわかり、集落営農の推進等にも活躍できるんじゃないかと思えます。

それから、4点目の中山間地域直接支払い制度でございますが、これにつきましては、課長の説明では、住民等にできていないということで、集落に出向いてということで非常に難しい面もあるということですが、私の考えでは、今県の職員が2名おりますが、この県の職員の方を十分指導をお願いするとか、先ほど言うておりましたように、家畜保健所が月に1回畜産の指導では来るといようなことでありますが、そういうような県の機関を十分活用されてするのがいい方法じゃないのかなと。

やはり夜出て行かんと、事務所において電話でなかなか、やはり集落に出向いて、どんどんどんどん集落リーダーのところに出向いていかないと、この中山間地直接支払い制度というのは難しいんじゃないかと思えます。やはり集落では、1人ではできません。したいけど、私の知っている地域にありますが、したいけどもうリーダー1人しかおらん。できないというようなことであります。そういうことをすれば公民館の建設にも役立つし、農道の舗装もできるし、補助金が今縮小された中で、いろいろな面での農村の活性化につながっていくと思えますので、そういう面を十分考慮して、実のある農業振興をぜひとも前向きに取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。農業振興対策については以上です。

続きまして、公営住宅の払い下げであります。説明では、私が一番心配しているのは、40年もたてばほんと危険じゃないかと思うんです。雨漏りもひどいと思えますし、相当な経費をつぎ込むと思うんですが、これは全戸の同意がなければ団地は1戸だけではできないというような、私もそれ知っておりますし、空き家等についてはあれば順次解体してやりたいというようなことですが、この払い下げを思い切って進めないと、もう先ほど私が資料で言いましたように、これだけの年数がたっておって、本当に維持管理ができるんだらうかと思うんですが、建設課長さん、どうですか。十分できますか。1点お尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。山村議員さんの質問にお答えしたいと思います。まず、何点か過去に払い下げの協議を行った経緯がございます。その中で、先ほど説明申し上げましたように、入居者に払い下げるのが優先ということになってございます。その入居者の方との協議の中で、当方の価格と入居者の払い下げ希望価格が合致しないというような点が何点かございます。ですから、どうしても入居者の方を優先的に払い下げという形になりますので、そのところは御理解をお願い申し上げたいというふうに思っております。

それから、現在の入居者の方について、それぞれの所得に応じた家賃をいただいております。その中で、当然、現在の入居者の方が退去するという意思表示がない限り、当方としては退去勧告とかいうふうな形の手段がとれませんので、現状のままといえますか、現状を維持をするということを今は心がけております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 山村議員。

議員（24番 山村 博司君） それでは、公営住宅の払い下げについても内容が十分わかりました。

最後であります。やはり農業振興対策についてと住宅対策についてまとめて申し上げますが、非常に農業振興対策についてはいろいろな問題が山積しております。その中で農家の懐ぐあいが

けてくれという要望を何度もしましたけれども、初めて、由布市というのはやっぱり町と違うですね。予算をつけていただいて、こういう席で議会の一般質問ができることをうれしく思います。

と同時に、これまで議員生活癩癩途中落ちた期間が長いんであれなんですけれども、28年前からやらせてもらって、4人の首長と交えることができました。残念ながら、最初の首長は、汚職の勢力からかつがれた人物だったんで、私自身も町長選に立って、大差で敗れましたけど。彼がこの家屋を建てたんですけれども、その人もすぐ捕まってしまいました。汚職事件です。次の町長、次の町長、今度の市長選も含めて、新しい人が変わるたびに私もほのかな期待をするんです。何とかこの人はやってくれるんじゃないか。今までの人とは違うんじゃないかと。そういう期待もごくわずかな期間にことごとく裏切られてしまうというのが今までだったんで、ぜひそうならないような市長であってほしいという期待を込めて質問をしたいというふうに思います。

市長に対しては、行政報告に対して気になることでお尋ねいたしました。諸般の報告と行政報告ということに分けて報告されましたけれども、諸般の報告の中で市政懇談会について触れられました。私も南田代と癩癩石城西部小学校校区になるんですね。それと朴木小学校区の朴木公民館に、終わりの方ですけれども参加させていただきました。両方ともそうなんですけれども、非常にこれが市長の言動かと思うような軽はずみな言動が見られるというふうに私自身が思いました。それについて幾つか指摘したいと思いますので、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

ごく小規模校の石城西部、朴木なんですけれども、参加されてるおばあちゃんの方が、少人数で非常に不安だと。孫の勉強で。ということを行ったのに対して市長は、少人数では問題があると。競争力も協調性ちゅうか、何かそういう競争力も養われないしというようなことを何か言っていました。いずれにしても、人数がいた方がいいという論点で市長が回答されていました。参加者は、ごく小規模校の地域の方々なんです。市長もそう言っているということになったら、ものすごく不安なんです。私自身非常に、何をというふうに思いました。一体どういう真意があってそういうことを言ったのかというのは疑問なんですけれども、実は教育の専門家でもない前の挟間町長だった佐藤成己氏は、小規模校でも安心して学校によこしてくださいと。教育は町が責任を持ちます。教育内容は教育委員会がばちっとやりますからということで、人数の点が不安なら朴木の住宅を建てましょうまで言ってくれたんです。そういう首長の立場と、聞いておって不安になるような首藤市長のそういう言葉では、私はもう天と地の開きがあるんです。

そこで、少人数で何でそういうことを言い出したのか、私も非常にちょっと市長としての見解を求めたいと思います。

特に、教育の内容について市長がいろいろ踏み込むという言動については、たとえ聞かれたからといっても、個人的な意見として、あとは教育委員会にお任せするような、そういう態度が必要で、市長としては教育環境整備に万全を期すと、財政の許す限りは、そういう答弁の方が適切

ではなかったかというふうに私は思います。

もう一つ気になったのは、赤字再建団体になっていたと。合併しなければですよ。ということも言われました。赤字再建団体になっていたなどという癩癩庄内町がでしょうけれども癩癩ということなら、庄内町の運営ができないということのみずから吐露したものなんですね。庄内町の行財政運営ができないような人が由布市の行財政運営ができるのかとこっちは言いたいんです。

現に、合併しなかったからといって大分県内には4つの町村がありますけれども、どこも赤字再建団体になったところはありません。そしてそれぞれの首長が、自分の町は小さくてもきらりと輝く。ほんとにいい町にしたいんだということを自信と誇りを持っています。そこに暮らす町民も村民も、そういう首長のもとで、やっぱりこの首長に頼っていこうと、一緒にやろうということ今皆さん生活しているんです。

下手をすれば、今道州制で云々言ってますけれども、国はさらに300から1,000の自治体に縮小するために、次なる合併強行策をやるとうするのはいま目に見えています。そのときに、同じ論法で、このままではやっていけないと、合併しなければやっていけないということになる、そういう筋道なんです。だからそういうこと言えば、もっと毅然として、庄内町はもうつぶれたけんいいですけども、由布市は、自分は、皆さんが自信と誇りを持ってやれるようにやっていくんだというふうなことが満ち満ちてわかるような、市民にそういう言動をしてほしいというふうに思いました。

次に、行政報告の中で、スモモ栽培について触れました。このスモモ植栽事業に対する補助金返還命令の判決に対して、判決には不服があるので、5月19日に福岡高裁に控訴したと行政報告をしました。しかし、補助金の違法性と損害賠償請求の却下はいずれも住民監査請求の期間、これは1年以内にしなきゃならんのに、それはもう既に3年を経過していたから却下されたのであって、違法性とか賠償責任性については触れられていないんです。いわゆる窓口払いなんです。

したがって、訴訟費用の負担はどういう判決になったかということ、その窓口払いの分だけ本人負担しなさいということで10分の1なんです。あと10分の9はすべて首藤奉文市長、あなたが負担しなさいという判決なんです。したがって、全面敗訴なんです。にもかかわらず、それに対して控訴すると、下手をすれば最高裁までいきかねません。

かつて、挾間町の時代にも住民監査請求で裁判を行って判決が出た例があります。300万、前の町長払えという判決が出たにもかかわらず最高裁までいきました。しかし、褒められるのは市民から見てどっちの立場で裁判をしているかという問題なんです。住民が、おかしいですよって言って訴えて、一審でそういう判決が出たら、そうか、悪かったのかということできちっと清算するというのが筋なんです。たまたま挾間町の場合は、その訴えられた元町長が最高裁までいったら逆転して、一審、二審を覆して、勝ったということで町に金は払わなくて済んだというこ

とがあります。しかし、町民から見たら、何だあれはということになるんです。ましてや、それは個人で元町長が個人的な費用で裁判をやったからそれはいいですけども、今度は市の税金を使ってやろうというんでしょう。それを一番を覆すためにそういう裁判をやろうなどという、そういう市長の考えというのは、市民はだれも歓迎するようなものじゃありませんよ。あなたを熱烈に支持する人はそれは歓迎するでしょうね。やれやれちゅうことで。市民の税金ですから。その辺をどう考えているのか、市長の答弁を求めたいと思います。

ちなみに、今度の判決文の中で引用された文章をずっと見ますと、市長の提案理由と、それを撤回した2つの文書があります。要するに、撤回した文書では、提案した案件そのものを否定する文書になっています。もう一つある、引用されたので、私、小野幹雄議員の反対討論の中身が採用されていたので、非常に裁判官の思いを感じたんです。

当時、賛成多数、2人反対だったらしいんですけども、もう一名の方、御存じありませんけれども、その小野幹雄議員の反対討論の全文がやっぱり掲載されて、それが採用されたということとは、やっぱりここに多数決の落とし穴があるんだというふうに私実感したんです。そういう議員を日本共産党から出してあって、私自身も誇りに思うし、もう一人それに賛成された方の、名前はわかりませんが、その人も私尊敬する思いです。

だから、全員協議会の席でも庄内の市議が言いました。そういうような勝つか負けるかわからんような裁判に市民の税金を使うべきじゃないと。早く和解しなさいと。私もそれに賛成ですよ。そういう立場になぜ立てないのか、私自身ちょっと不可解なんです。そのことについて撤回する意思があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

次に、今回から助役の陳情請願採択文の処理経過報告というのがされました。観光経済委員長しているんで気になるんです、私が採択したのが2件あったから。1つの櫟木の排水路については高率補助の土地改良事業で対応したいとなっているのでこれはいいんです。問題はもう一つなんです。淵の用水路の護岸の改良工事の件について、地元でやれというふうに書いてあります。ちょっと余りひどいんじゃないかと思ったんです。地元でできないからこそ何とかしてくださいということで請願を上げてきたんです。受けとった私たちの方も、上も下も、上流部も下流部も公で改良工事を行っているんですよ。その途中だけ素掘りで、横の石垣通って住宅の下も洗いよるし、片一方の、元議長さんの何か田とか言いよったですけど、その護岸の方も洗っているんです。そんな状態を放置してまた地元に戻すなんてことを平気で考える発想というのは、私にはわかりません。何とかしたいということで今鋭意検討中だということならわかりますけど。それを、原課からいただいたんだらうと思いますけれども、報告した、これは助役に意見を求めたいんです。現地を確認されてこういう回答をきちっと議会で報告したのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

そして、もしこう言われて、ちょっと心配になるなら現地に行って再度検討し直そうかという気があるんならそのこともつけ加えてください。やる気がないんなら報告のとおりです。結構です。

次に、市長の提案理由の説明を聞いて気になったことを幾つか指摘したいと思います。これは議会運営委員会の中で出たことなんですけど、いわゆる議案の同時提出で取り下げたりあるいは先議させたりという件数が幾つか中に見られます。それらに関しては、やっぱり前の議会にきちっと必要な議案を議決して、そして次の議会にやっぱりその次の議案を出すというような対応をするべきじゃないかというのが議運での意見だったんです。今回、それも一応執行部にそのことを申し入れた上で、とりあえず要請された分は先議したり撤回させたりことに同意しようということになったんですけれども、議運の中で出たのは、必要ならちょっと期間を置いて臨時議会でも開いてやればいいのかという意見もありました。そういうような対応をする考えはないのか、とにかく一緒にまとめてこれは何とかやると。

もともとフローチャートというんですか。タイムスケジュールでは、3月議会に必要な条例は制定して、あと6月議会で指定管理者をやりますということになっていたんで、その不手際はそちらにあるわけですから、そこら辺はどういうふうに考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

特に全国的に見ても8月末までに委託施設を指定管理者にするのは無理が生じているみたいなんです。これに対して罰則規定等があるのか、担当の行財政改革室かどこかな、そこがお答えいただきたいと思います。

次に、ここが一番重要なんですけれども、今定例会には土地開発公社の2005年度実績報告と2006年度の事業計画が提出されました。この内容では議会審議ができません。なぜなら、議長、副議長を理事に就任させて3万円もの報酬を支払っているんです。明らかに議長、副議長は除斥者なんです。除斥しなきゃならん対象者なんです。議会運営は不能なんですよ。とりわけ執行権限、公拡法によって先行用地を取得する、そういう執行権のそういう開発公社に議会の人間を入れること自体が問題なんですけれども、あろうことが議長、副議長をそれに入れてしまう。断らん方も問題なんですよ。就任をせられたって、私もしたら困りますちゅうことで断るのが筋なんですけど、断ってないんですよ。そういう真意はどこにあるのか。

まだひどいのは、監査委員ですよ、あなたですよ。土地開発公社の監事を引き受けたら、あなたは土地開発公社の監査はできないんですよ。それは前からずっとあなたにも言ってきているじゃないですか。にもかかわらず、就任を要請されたら、あなたは除斥案件になっているにもかかわらず、やすやすとそれを引き受けているんです。どういう魂胆があって市長が、それぞれ議長、副議長や監査委員を就任させたのか、それを聞かないと議会審議はちょっとできません。そ

れで、議会審議をするためにはそれなりの手続をちょっととらんと、これはどうしようもないですね。だって、議案はその冒頭にあるわけでしょう、審議の。

次に、監査委員さんにお尋ねいたします。3月定例会で癩癩12月定例会から続いているんですけども、監査計画書を早くつくってくれというお願いをして、3月に聞いたら、2005年度分はもうつくりましたということですぐいただきました。2006年度分、3月だけまだつくっていませんということだったんですけども、実際はどうしているのか。つくっているなら直ちにいただきたいんですけども、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

次に、剰余金と予算書の金額の違いについて、決算審査の報告の中であなたが触れました。差異があって、実はこれこれしかじか、こういう事情で金額が違っていたんですよというふうに言いました。だとしたら、3月のあの報告は一体何ですか。数字が合致して、別に異常はありませんでしたという報告があったんです。一体どういう言い訳、申し開きをするのか、と思ったら何も言わないでそのまま行っちゃったんで、そのことについてはぜひこの場でお答えをいただきたいと思います。

それから考えますと、あのときは、要するに3月のときには2月の出納検査も報告できたはずなんです。しかし、今回もそうなんですけれども、今回も4月分はしておりません。どういうことが起こるかといいますと、2月から5月、4月にかけて同じ検討指摘事項があるんです。どういうことかといいますと、いわゆる税金じゃない料金の分、住宅使用料やそれぞれどんなのがありますかね。それらについて収納課ではやってないから、収納体制をきちっとするよというところが2月、3月、4月続けてやられているんですね、指摘が。こんなばかげた話があるかと私は思うんです。2月に指摘したら3月になったらそれが改善されているかどうかきちっと点検するのがあなたの仕事なんです。同じ仕事をずっと何回もやって、今度は決算報告書でもそれが出ているんです。そんな監査があるのかというふうに私は思うんですけども、そのことについてお尋ねしたいと思います。

とりわけ今度3月分のいただいた資料の中に、水道の事業のやつが出ていました。水道事業会計の中を見たら、一般会計に2億円貸して、一時貸付金というんですか。そしてまたそれが返済されていたというのが出ているんですけども、款別収支月計表を見ますと、一般会計にはそういう記載は全くないんです。そういうことが通るんかと思ってちょっと不安になるんですが、そのことについてわかれば、どうしてそれが一般会計にのらなくていいんですよということは教えていただきたいと思います。

湯布院町防衛協会、これは前定例会のときに、市長がなかなか忙しくて、個々のいろんな点についてまで把握することは困難だったということで回答いただけなくて、当時、こういうことだろうということで当時の湯布院の振興課長が答えていただいたんですけども、直接の当事者で

ある事務局長さんが見えられているんでお尋ねしたいというふうに思います。

湯布院町時代から総務課長が事務局をされていて、由布市の振興局長になってもその事務局長をしているということみたいなんですけれども、防衛予算で公共施設をつくったところから、湯布院町全域の町民に対して、おまえのところ公民館つくったんだから、おまえ方道路をしたんだから、おまえ方何をしたんだからということで金を集めるなどということは、これはもう違法行為なんですよ。本来、集めた税金をどういうふうにするかというのは、これも当然のことなんです。しかし、さらにそれに対して、また、おまえ方これをやってあげたんだから金を500円ずつ出せなんていうことで、500円ずつ集めているみたいですけど、過去から。それを原資にしているんな活動をするというのは私には考えられないんです。

私も議員になりだちに建設委員というのになりました。当時びっくりしたんですけども、請願先に行って、酒や料理を山ほど出すわけです。委員長の言い分は、行政がそれぐらいするんだから当然だというような言い方なんです。これはもう議会ですぐ取り上げて、二度とそういうことをやらせないようにしましたけれども、その私のところに請願の紹介議員になってくれてっていうときお酒持ってくるんですよ。ばかやないか。あんたたちの税金で私たちは雇われて、あなたたちのために仕事をするのが仕事や。その上いろいろな物をもらったりしたら、これはもう賄賂と一緒に、当然税金の二重取りになるからそれはできませんということでお断りしているんですけども、まさに湯布院町の防衛協会というのはそうですよ。税金の二重取りですよ。これやっちゃいけないことをどうしてこれまで平然とできたんか私には不思議なんですけれども、それにましてや行政職員がそれに関与するということが私にはもう納得がいけない。それをどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

次に、これも前回、チラシ、当時湯布院町には出回っていたみたいなんですけど、私は知らなかったんですけども、委員長駐屯地創立記念祝賀会について、それに対してある御婦人が、おかしいじゃないかと、こんなにお金を取って、それでたった安い弁当癩癩偉い人は立派な弁当を食べてお土産に靴下とか帽子とかすもつくれんものをくれて、それでこんなことをするちゅうのは納得いけないということで何かチラシが出ていたのを、前議会では説明をして、そういう祝賀会の参加料、5,000円が4,000円になったみたいですけどね、そういう辺にこたえて。その使い道等を尋ねたら市長知らないということだったんですけども、実際知らないことでは通らんというふうに私は思うんですよ。

行政の職員が事務局長をしとって、今は会長になっていませんけど、当時は町長が会長ということで、町民全員に声をかけてやっていたわけですから、個人的に関与しているなんてことはもう筋が通らないわけですから、そういうことだったら役所を使うなというふうにいいたいんですけども。それについてどういうふうに考えておられるのか。会食費の精算ですね。わかればこ

の場で報告していただきたいというふうに思います。

先般、桜見、観桜会というのがありました。私、これに御案内を受けて参加させていただきました。主催は自衛隊と駐屯地後援会の共催の方で、会費も自衛隊の人が集めていたみたいです。疑問に思うのは、後援会というのが1992年に発足しているんです。防衛協会はそれから10年前の1981年にもう既に発足しているんですよ。ということは、それまでの観桜会というのは防衛協会が担っていたんだろうというふうに思うんですけども、実態はわかりませんよ。あと11年たって後援会ができてすみ分けをしたんだろうというふうに思いましたけれども、やっていることは余り変わらない。似たような団体が2つもあってそういう活動をするちゅうのは、それが行政が全くかかわっていなければ結構なんですけれども、防衛協会の事務局としてそれをどういうふうにとらえてどう考えているのか。今後そういう形でずっとやっていこうというふうに考えているのか。いわゆる防衛協会と後援会について、防衛協会の中で議論もされたというふうに思いますけれども、どういうふうに考えているのかお尋ねしたいと思います。

再質問はこの場でやりたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 8番、西郡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の市政懇談会の件でございますけれども、これは4月10日に実施いたしました挾間町の南田代公民館での懇談会の席上で、児童数が10人を割る石城西部小学校の存続を心配する意見が出ました。学校に対する地域の人々の思いはそれぞれいろいろあるだろうということをもまず申し上げました。その中で、子供たちがほんとにたくましく成長するためには、友達同士お互いに励まし合い、あるいは競い合い、切磋琢磨して生きる、そういう生きる力を身につけることも大切であるというふうに述べました。学校が存続するのがよいとか悪いとかいうことではなくて、当事者は子供たちでありますから、その子供たちがどのように育っていくかを地域で考えてほしいということも述べました。

また、地域の人々の意見として、子供のことを考えたら大きな学校に通わせたい。子供を主体に考えた方がよいのではとは思っているけれども、親は癩癩これはおばあちゃんですけども癩癩親たちは周囲の目が気になっているという地域の人々の悩みも打ち明けられました。そういった問題につきましては、これから地域協働になって十分話し合いをしていかねばならないことだと、考えていかねばならないことだというふうに私は思っております。御質問にありますように、少人数だから支障があるというような話はいたしてはおりません。

次に、スモモ植栽事業に対する損害賠償住民請求訴訟の件について回答をさせていただきます。その前に、今回の訴訟に関しましては、判決後2週間までに申し立てをしなければならないということで、弁護士等と協議をしながら行ったわけではありますが、時間的な余裕がなく、というそ

ういうことは言いわけになりませんが、議員の皆さんに説明できなかったということに対しては私自身申しわけなく思っております。

住民2名によります住民監査請求事件の経過につきましては全員協議会等で御説明をさせていただきまして省略させていただきますが、今日に至るまでは、当時の庄内町の議員、また住民の方々の一方ならぬ努力はもとより、平成12年3月、旧庄内町議会定例会の中でも真摯な議論を経ての結果でございます、当時の首長として重く受けとめてこれに対応したわけでございます。

5月8日に大分地方裁判所の判決がなされましたが、補助金交付自体の公益性についての当方の主張が認められていないなど、判決の内容に不服があることから、弁護士とも相談いたし、控訴の判断をしたところでございますので、御理解のほどをお願いいたします。

次に、指定管理者の指定を可能にする条例制定並びに指定管理者の指定に関する議案上程に関して、一部議案の撤回や会議中に先議をお願いするなどの不手際がございました。指定管理者への移行させるべき公の施設が多くて、地元の方々や内部の協議に時間を要したためでもございます。今後は議会とも十分協議をしながら行ってまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次の監査委員の2006年度監査計画と例月検査につきましては、監査委員さんから答弁を申し上げますとともに、4点目の湯布院町防衛協会の組織実態については湯布院振興局長に答弁をさせたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） それでは、8番議員さんにお答えします。

最初にちょっと申し上げますが、今回由布市になりましてから議員さんの質問というのは一般質問であらかじめ質問事項を提案していただけるというお話の中で、ただいま税と料金の問題、それから一時借入金の問題、これはちょっと今私直には答弁を用意しておりませんので、即答できませんので、また後で一応まとめましてからお話をさせていただきたいと思っております。

そして、今最初の御質問の中で、一般質問の項目は3項目ありましたけれども、触れられてない部分があるかとも思うんですが、あらかじめ提出された質問事項についてお答えさせていただくということでは、記憶がやはり定かでないので、1項目ごと提示してください。

最初に、監査委員の2006年度監査計画と例月出納検査についてということでは、一般質問の質問事項の中には決算意見書の1ページに、決算書に表示された数値は正確で、新市へ適正に承継されたという部分で予算書の旧町の剰余金とのあいだに差異があったことについて（「私は言うたことは読み上げんでいいよ。あなたの回答だけ言ってよ。そういうことを聞いて

ないんだから」と呼ぶ者あり)だから、適切な答弁がちょっとできかねる部分があると思うから、最初にお断り(「いい。あなたの回答だけずっと言って。聞きもせんことをべらべらべらべらしゃべったってどうするん。」と呼ぶ者あり)その差異があったということは6月8日に報告したとおりであります。

それから、電算システムの切りかえの不都合につきましては、旧町の水道課のシステムから新市由布市へのシステムへの移行のときに、業者の違いによりましてシステム上で使用料の過年度分の情報整理がうまくいかなかったということですが、現在はその問題は解消しているということです。

それから、旧2町での利用料の体系の違いがあることについてですが、利用料体系につきましては、市の農業集落排水施設条例第12条にも記載されておりますが、挟間区域につきましては従量規制ということで、基本料金に上水道の使用水量、1平米当たりの全額を加算しております。庄内区域につきましては癩癩失礼しました。1番目の監査計画書につきましては、前回の一般質問のときに要望いただいたことだと思えますけれども、平成18年度の監査計画につきましては、市の監査規程及び監査実施基準に基づいて4月に作成しております。これの全議員さんへの配付については特に法令上の規定はないと思えますので、必要な方は事務局に置いてありますので申し出ていただければお渡しできると思えます。

2番目の剰余金と予算書の計画との違いは、決算審査報告書で金額に差異があったことを明らかにしましたが、3月議会で旧3町から由布市への引き継ぎ事項など検査資料の計数は出納状況調査の計数と一致しており、適正に処理されていると認めたとの報告がどうなるかとの御指摘でございますが、この件につきましては、その報告については、私が12月に監査委員に就任しまして、1月25日に出納検査を実施いたしました。そのときに、9月末と10月末と11月末と12カ月の4カ月をまとめて検査したわけでありまして、当日の検査につきましては、例月出納検査ですので、会計課の出納関係資料に基づいて実施いたしました。会計処理上の措置につきましては適正に引き継がれておりました。例月出納検査自体の報告といたしましては問題はなかったと考えております。

次に、例月出納検査の結果報告は、4月分までできるのではないかと。5月検査で4月分までしておいて、次の定例会まで延ばすのは直近の議会で報告することに反するのではないかとという御質問でございますが、直近の議会で報告するというにつきましては根拠が定かではありませんが、今後前向きに検討したいと思っております。

それと、税と料の、これは一般質問事項にはありませんけれども、税と料の報告のダブリ、これは確かにおっしゃるとおりと思えますけれども、新しい由布市になりまして収納課というのが、もう申すまでもないですが、我々御案内のとおり収納課ができて、その監査に行きました

ときに、収納課の中は税の部分だけ扱って、いわゆる水道料とか、それから住宅の使用料なんかについては原課で実際に徴収が行われている状態でありましたが、合併後、忙しさで、各原課の方ではその収納が、滞納整理、収納ができていないところがあります。これは収納課の方にまとめていただいて専門的に徴収した方が滞納額が今後増加しない方がいいんじゃないかということで、そういう点を非常に重点に置きましてその報告がダブった経緯があるかもしれません。（「もういいよ」と呼ぶ者あり）いいですか。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院振興局長の佐藤です。4点目の質問でございます湯布院町防衛協会の組織実態についてお答えいたします。

議員さんも既に御承知のことと存じますが、湯布院の自衛隊は昭和30年に湯布院町が誘致を行い、翌31年に現在の地に開隊をいたしております。自来、災害復旧、救助活動はもちろんですが、消防特別点検、各イベントのときの音楽隊の支援などさまざまな御支援と御協力をいただいております。さらに現在は実施されておりませんが、古い話にはなりますが、駐屯地と町民の合同運動会が実施されるなど、まさに湯布院町の駐屯地と湯布院町民は共存共栄というふうな形を保ってまいりました。

こうした経過の中、さらに関係を円滑に推進することをねらいに、多くの町民の賛同を得まして、湯布院防衛協会が昭和56年7月に結成されました。協会の役員は正副会長、常任理事、理事、支部長、それから事務局長、会計等で構成されておりますが、会長は総会で選出され、事務局長は会長が指名することとなっております。支部長は各自治区から1名、選任されております。事務局は湯布院町役場に置くということに今現在の規約ではなっておりますが、このことによりまして、今までは首長や町長が会長に選任され、ときの総務課長が事務局長に指名されているのが実態でございます。

会員につきましては、毎年賛同者を募りまして、強制ではありませんが、個人会員は1口500円、法人会員の方につきましては1口3,000円ということになってございます。

協会の事業につきましては、防衛思想の普及、高揚、それから自衛隊の各種業務及び行事に対する協力、会員相互の親睦、研修等の事業を行う決まりですが、新入隊員の予定者の激励会、隊員の施設研修、部隊行事の協賛などが主な事業になってございます。

合併以降につきましては、今年の3月までは佐藤哲紹前湯布院町長が会長でしたが、4月以降につきましては会長不在の状態になってございます。議員さん御指摘のとおりです。事務局も今そのとおりになってございます。

10月2日の湯布院駐屯地創立記念祝賀会の参加料につきましては、防衛協会は記念行事を支援したものでありまして、祝賀会の開設行事のみをお世話させていただいております。会食は希

望者のみということで、駐屯地内の食堂で実施しております。参加料4,000円の使途につきましては、会食の経費にすべて充当しております。

次に、駐屯地後援会の件でございますが、後援会につきましても任意の団体でございますが、駐屯地の訓練、諸行事等の支援、それから隊員の激励及び会員相互の融和、親睦を図り、駐屯地の発展に寄与することをねらいに、平成4年に設立され、趣旨に賛同する者で構成されていると聞いております。会長には現在、湯布院町内の地元の病院長が会長に選任されておまして、協会と後援会の関係でございますが、ともに協力することはございますが、基本的にはそれぞれ独自で活動を行っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。課長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行政改革室でございます。8番議員の御質問にお答えしたいと思います。

指定管理者制度の移行期間3年間について、その期間内に移行しなかった場合の罰則規定等につきましては、特にないというふうに認識しておりますけれども、再度確認した上で御回答させていただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 助役。

助役（森光 秀行君） 8番、西郡議員の質問にお答えいたします。

議会の開会日に請願、陳情採択文の処理経過より結果報告を申し上げますけれども、その中で、淵地区の用水及び護岸の改良工事に関する請願のことにつきまして改めて御説明をいたします。

まず、助役が現地を確認したかということでございますけれども、私は確認をしておりませんが、原課の方で確認しております。基本的に議会で採択をいただいた請願、陳情につきましては、市として最大限その実現のために努力するスタンスであることはもちろんでございます。しかしながら、現実には制度の問題やあるいは予算上の制約で直ちに実現できないものもあるということをお理解いただきたいと思います。この淵地区の件に関しましては、耕地災害等で検討いたしましたけれども、現時点では制度がないということで、原材料支給のほか方法がないということが現時点での判断でございます。

なお、必要がありましたら担当課長の方から再度補足の説明をさせたいと思っておりますが、いかがでしょうか。（「必要です」と呼ぶ者あり）じゃ、担当課長お願いします。

議長（後藤 憲次君） 課長。

農政課長（平野 直人君） 西郡議員さんの質問に対して、細部でお答えをいたしたいと思っております。

観光経済常任委員会の皆さんと一緒に、3月の議会中に現場を見にいきまして、それなりに検討をしてみたいところでございます。現予算の中で、淵地区の谷兼排水路という位置づけの方が正しいかと思うんですけども、改修するに当たって、庄内地域では中山間地域の直接支払い制度を受けている地域がございます。淵地域はそれを受けているかどうかというのは私はまだ確認しておりませんが、大概のところはその中山間地域の直接支払い制度の中の原資を使いながら、重機等はそこが出して、原材料を支給してもらおう中で水路等の一定の改修をしているというふうに聞いております。

そういう背景があるものですから、現時点では原材料支給をして中山間地域の一部を使わせていただけるならばそれがベストかなというふうに思っております。町道側につきましては、建設課の方で災害の査定を受ける中で対応していきたいというふうに思っていたところでございます。議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長でございます。8番議員にお答えいたします。

由布市の土地開発公社の件の御質問がありました。きょうは事務局長が出ておりませんので、担当部長ということで、わかる範囲でお答えをしたいと思っております。

御存じと思いますが、今回の合併によりまして土地開発公社につきましては旧3町にそれぞれ土地開発公社がございました。合併の仕方がいろいろあったんですが、由布市につきましては湯布院の土地開発公社を残して、そして庄内、挾間が解散をするというような形をとらせていただきました。そして、現在は湯布院町の定款を由布市の土地開発公社に使いながら、そういう形で今やっております。

御指摘のありました、特に理事、理事長、監事につきましては、御指摘のように現在、理事長に助役、それから理事に市長、議長、副議長、それから担当の課長が就任をしています。それから監事につきましても宮崎監査委員、それから飯倉会計課長が就任しています。湯布院町もこういう方式でやっておりましたということで現在こうなっておりますが、このことにつきましては次回の常任委員会までに調査をいたしまして、これが適法であるかどうかということも含めて回答したいと思います。

以上です。（「答弁漏れが1つ。赤字再建団体はないですか」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 市長、今の件。赤字団体。市長。

市長（首藤 奉文君） 財政の非常に厳しい状況の中で、合併はそういうことになったということで、それをしていなければ合併再建団体になる可能性も十分あるというふうな形で、なるという限定はしていなかったと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 市長は非常にうまいですね。少人数では教育が大変だという部分

も、今の赤字再建団体になるという分も現場で言うたこととは随分トーンが違うなというふうに受けとめました。したがって、やっぱり発言する場合は今のようなトーンでやっぱり発言すべきだというふうには思います。安易に自分が思うからといってぺらぺらぺらぺらしゃべったんじや、もうとんでもないことを言ってしまうということになりかねんというふうには思います。

ついでに言いますけれども、スモモの件でも、相手に対して失礼な言動もしたことを私もニュースにしましたら、相手からも抗議が来ましたし、多分市長も文句を言われたんじゃないかというふうには思いますけれども、近所で仲が悪いからああいうことで裁判ざたになったんだみたいなことを平気であの場でしゃべっていましたけれども、そういう軽はずみな言動というのはやっぱり戒めてほしいというふうには思います。

言いたいことはすべて言い尽くしましたけれども、皆さん回答になっていません。それぞれ逐一についてはこれからの議会の中で追求していきたいと思っておりますけれども、監査委員さんにいいます。書いたことに答える準備だけしかないというんじゃないちょっとコロンブスじみしていますよ。やっぱり監査委員として来られた以上は、議員からどんなことを聞かれても、調査してない分、知らない資料の分があったらそれなりに答えればいいことであって、少なくとも聞かれたことに対してきちっと答えるという姿勢をとってください。ほかの人は皆そうしているんですから。あなただけ特別扱いするわけにいかないので、ぜひお願いしたいと思っております。

それと、中山間地を受けているかどうかわからんという原課の課長さんの発言がありましたけれども、こういうものは準備を周到にして、どうやったらこの問題を住民の切実なこの願いが解決できるのかという立場でやってくださいよ。財政がないから断りゃいいんだみたいな、そんな軽はずみなことであって、あと中山間とっているところがあつたらそこで充当すればよかつたみたいな言動じゃ困るんです。本当にこの施策はまるでないのかどうか、本庁と尋ねて検討したとかいろんな経過も含めて、事実関係だけ報告して、こげやたらいいなみたいな感想文はここでは述べないようにお願いしたいというふうには思います。

助役はぜひ現地へ行って、近所には何か振興局長さんのおうちや市長さんのおうちもあるみたいですがけれども、その地元であのざまをほたっとくなんていうのは私ちょっと信じられないですよ。上下はきれいに三方コンクリートできれいになっているんで、その間だけは何か癩癩これも隣近所で何かあるんかしらんけれども、それで放置しておるなんていうのはもう実際考えられんですよ。ぜひ対応してほしいというふうには思います。

土地開発公社については挟間の出身の方でよく湯布院がやってるからこういうふうにするんだみたいなことを平気で言って、この次検討したいなんていって、いいこと、悪いことあなた自身がわかるわけですから、気がついた時点で是正するというようなことをやってくださいよ。法的に間違いなければこれやるんだみたいな姿勢がちらつとうかがえたけど、やっちゃいけないですよ。

非常に軽いことは、既存の単独処理浄化槽を早期に合併処理浄化槽へ転換するという問題を解決する1つの方策にもなります。

市町村設置型の財政構造を見ると、国庫補助が3分の1、設置者負担が10分の1、下水道事業債が30分の17、そして元利償還金の50%相当が交付税措置される。こういうことから、最近では市町村設置型がふえてきているということです。こういうこと私は訴えてまいりました。

環境問題を含め、水洗化率の向上と住民負担の低減化を考えたとき、即座に対応してもらうためには、市町村設置型が無理であれば、今回は補助金の見直しをしていただくのが有効であると考えましたので、提案を含めまして質問をさせていただきます。

現在、大分県を含め他県の市町村は、個人設置型でも補助金の額は多少誤差があります。由布市の場合は、5人槽の場合35万4,000円で、6から7人槽は41万1,000円だと思います。大分市は、数年前から転換促進のため、新築の家には補助金を出さずに、単独浄化槽並びに生し尿からの転換に力を入れて補助金の上積みをしております。合併をした佐賀関町や野津原町も一定の経過措置を設けて、ことしの4月より統一されました。

県外の市町村の例では、新築の場合は一律24万円の補助で、単独浄化槽や生し尿からの転換の際は、現在の補助金額、5人槽で大体35万4,000円に6万円から18万円ぐらいの上積みをした補助金の出し方をしているところもあるみたいです。ちなみに、大分市は8万5,000円アップです。これはなぜかといいますと、転換の際には撤去費用等に余分にお金がかかるからであります。

新築の方には申しわけありませんが、合併浄化槽の設置は当然のこととなっております。新築分は多少減額をお願いして、由布市としても、転換促進のため、補助金の増額を導入してはどうでしょうか。答弁をお願いします。

次に、消防署関係の質問に移ります。

由布市3万5,000人余りは、由布市消防署の消防及び救急隊員の方々からの不断の努力により安全が守られています。私を初め多くの市民は、消防救急隊員に感謝し、安心して生活を送っております。がしかし、私は議員になって6年間を経験してまいりましたが、消防議会の経験もなく、全くといっていいほど消防、救急のことは無知であります。そこで、この機会に少しずつでも消防署の内容がわかればと思い、幾つかお尋ねをいたしたいと思っております。

本日は、年々増加しつつある救急需要に対する対応について質問いたします。由布市における救急件数は年々増加をしていると聞いております。救急件数の増加の原因はさまざまあると思いますが、年々増加している救急件数の推移及び今後の予想についてお答えください。

救急件数が増加する中、現状の救急車の台数及び隊員の数でも足りているのでしょうか。それと、今後の職員、隊員の退職者の推移もお聞かせください。これは6月8日に行財政改革室から

少し資料をもらいましたが、その前に出しましたので、よろしくお願いします。

現状、職員及び隊員のローテーションはどのようになっているのかと、緊急の場合の非番者等の取り扱いはどのようになっているのか。肝心なことは、実際救急患者が発生したときの現場までの到着時間が平均どのくらいか、大事なことだと思っています。由布市の実情をお聞かせください。それと、最長時間もわかれば教えてください。

現在の消防本部と支所を含め、築32年ほど経過しているとお聞きしていますが、耐用年数と今後の見通しをお聞かせください。

救急救命士の配置と今後も資格を取得しようとする隊員の増強策はどのようになっているのかもお聞かせください。

最後に、自動体外式除細動器AEDの充実活用について、現状と今後の配備の見通しをお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 4番、新井議員の御質問にお答えいたします。

まず、市町村設置型浄化槽整備事業につきましては、以前からも御質問いただき御説明をいたしましたように、事務量や財政負担などの問題によりまして、当面は、現在実施しています合併処理浄化槽設置事業で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

質問いただきました合併処理浄化槽補助金の見直しの件でございますけれども、御質問のように、大分市は新築住宅への補助金を廃止しまして、単独浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への変更のみを補助対象としておりまして、撤去費用の一部を推進費として補助金に上積みし、交付しております。

由布市においても、今後の課題として、国の制度がある限り、現状のままでいくのか、あるいは大分市のように限定し進めていくのか、財政の問題も含め検討してまいりたいと思います。

次に、消防署の救急出動件数及び今後の推移についてお答えいたします。出動件数は年々増加しておりまして、また今後の予想につきましても、高齢化に伴う急病の増加と病院から病院に搬送する転院搬送の増加が予想されております。ちなみに、毎年救急件は5%ほど増加しております。

次に、救急車の台数は、予備車を含めて4台配置しておりまして、職員56名が挾間、庄内、湯布院に勤務をしております。今後5年間の退職職員の推移につきましては、平成18年度末には1名、19年度末には4名、20年度末には4名、21年度には8名、22年度には4名、計21名が5年間に退職をいたします。

次に、由布市消防署、各出張所職員の勤務体制には、24時間2交代制をとっております。ま

た、救急隊が管内で現場到着までに要するまでの平均時間は6分42秒となっております。最長時間ですが、挾間町では奥詰地区の24分、庄内町では男池地区の35分、湯布院町では奥江、湯平地区24分となっております。

消防庁舎につきましては、議員御指摘のとおり、発足して32年経過しており、耐用年数は鉄筋コンクリート建物は一般的に50年となっているところでございますが、経年の割には傷みも激しくて、雨漏り、壁面の剥離等が多く見られるようになっております。このような状況等を考えまして、今年度に消防本部等庁舎建設委員会を設置して、さまざまな論議を始めたいと思っております。

次に、救急救命士の配置と今後の資格取得については、現在7名の救急救命士のうち由布市消防署に6名、湯布院出張所に1名を配置しております。毎年1名を救急士資格取得のため研究所に入校させるとともに、職員採用時に救急救命士資格のものを採用するという事を視野に入れて検討いたしております。

最後に、除細動器の現状と配備の見通しにつきましては、現在救急車3台と救助工作車に積載しております。今後は、救急車両すべてと由布市の公共施設の配備を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。

議員（4番 新井 一徳君） ありがとうございます。昨今の環境に対する報道等で、皆さん十分御存じのように、河川の汚れは生活雑排水、生活排水が約7割を占めていると言われております。

それで、2つ目の資料で3町のし尿、浄化槽件数も委員にはお配りしているんですけども、真ん中あたりに大龍地区がありますけど、私が住んでいるところでもありますけれども、大龍地区は大龍西部、大龍東部、1、2区をあわせての数字だと思いますけれども、浄化槽は247戸、し尿は123戸であります、あわせて370戸。3分の1がし尿ということでもありますけれども、しかし生活雑排水を流しているのは370分の282戸で、76.2%の人が処理をしていない水を流していることとなります。

ちなみに首藤市長の地元の淵地区も153戸のうち118戸、77%が処理をしていない水を流していることとなります。この表すべてではありませんけれども、生活雑排水を流している割合は、3町を見ますと、湯布院町が64.8%、挾間町が62.6%、庄内町が76.3%と非常に率が悪うございます。庄内町の総戸数は約3,300戸だと思いますけれども、それで割っても61%は生活雑排水を流しているということとなります。我々の小さいころの川、当時水量も多かったこともありますけれども、泳いだり魚を取ったりできたものでした。大分川の上流域と

しての責任を果たすべく、我々の地域でもボランティアや自治区の公民館活動を通じて川のごみ拾いをやっております。蛍の再生等も取り組んでおります。あわせて水の浄化についても皆さんで話し合いながら、水洗化というか、合併浄化槽のありがたみを皆さんで勉強しているところがあります。大いに合併浄化槽への転換促進に努力すべきであると思っています。

市長の答弁からいきますと、財政を含め検討するというようなお答えでありますけれども、とにかく由布市庄内町の過疎地域自立促進計画にもものっているんですけど、水洗化率を平成21年度までには45%を目指す。大変低く見積もっておりますけれども、大体去年の一般質問のときには44.たしか5、6%、水洗化率がなっているというような話でありました。この施設整備構想というか、過疎計画の中に平成16年3月策定の大分県生活排水処理施設整備構想というのに基づき、基本的な施設整備を図るということになっております。

それで、ちなみに大分県の構想の中で、今度新しくまた平成17年4月に大分県生活排水対策基本方針というものができていまして、この中を見ますと、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、下水道等が整備されていない地域においては、合併処理浄化槽を設置するよう普及啓発を行う。単独処理浄化槽は、トイレの水洗化を促進したものの、生活排水による汚濁を除去できないことから、合併処理浄化槽への転換が促進されるよう普及啓発を行うと大分県も言っております。

その中にまた、市町村が実施する生活排水処理施設整備への支援調整ということで、特に浄化槽については水質保全の観点から、維持管理が確実に実施される市町村設置型浄化槽の整備を推進すると。大分県もこれでかなりほんとは市町村設置型でいきたいという気持のあらわれです。

大分県もこの整備構想の中に、平成24年度までには生活排水処理率を80.6%と高い数字を目標にしていますけれども、由布市としまして今後どのくらいの目標値を掲げているのか、担当課でいいですけどお答えをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 課長、どうぞ。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課長の麻生でございます。新井議員さんの質問ですが、今パーセントが幾らたたっているかということですが、ちょっとその辺につきましては、今私の頭にございませぬし、資料を持っておりませんので、後でまた御報告させていただきたいと思っております。

あと、一応議員さんの過去庄内町のとときの浄化槽の市町村整備事業を何回も質問されているんですが、一応先ほど市長の答弁もありましたように、大分市の場合、18年の4月の1日から、それまでは継続で、佐賀関と野津原も今までの町村じゃなくて個人設置型の浄化槽をしておりました。それで、合併のときの協議で、一応18年4月から今の由布市の補助金額よりも、言われましたように8万5,000円ほど上積みをして、5人槽の場合ですと43万9,000円、6人から7人槽ですと49万6,000円、10人槽でありますと60万4,000円の補助金を

出しております。これはまた、言われましたように大分市の場合は癩癩今由布市が出しております新築の補助金はもう出さないという前提で、要するに改修とか撤去にプラス新設ということで、新築の場合、今由布市の場合は46から、ことしの場合ですと47%の今来ている申請のうちの割合を占めますと、新築の場合が約半分弱ぐらいあります。それから、大分市のような方向性にあわせていくというのであれば、そこ辺の新築の部分の扱いをどうするのか、市長も言いましたように、大分市のように、新築はもうだめですよ。今まで出しておっても法が変わりましたので、浄化槽法で、当然浄化槽設置が義務づけられておりますので、もう今出しているのをやめましたよというのであれば先ほど言いました上積み等どうするかという問題になってきますし、また、この大分市の方にきいてみましたら、上積みの分の8万5,000円の内容ですが、全国平均でみなし浄化槽やくみとり便槽等を改修するときに、撤去するときに17万ぐらいかかるということで、そのうちの半額の8万5,000円を推進費ということですが、撤去費ということで上積みしているという状況です。この内容につきましては全額8万5,000円は国、県、市の補助じゃなくて、市費の単独上積みということになっております。

それからあと財政等の問題等がありまして、検討していきたいと思っているんですが、今言いましたように、合併時の3町のいろいろ、例えば挟間では公共下水とかいろいろな問題がありますので、ちょっとここ何年間かは今の3市の合併の協議で出ました市町村型になるといいんでしょうけど、これはまた財政負担とかいろいろかかりますので、単独型でいかにざるを得ないんじゃないかなと、担当課としては思っております。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。

議員（4番 新井 一徳君） 大分市の例を挙げますと、完全に新築に出さないということですけども、先ほど1回目の質問の内容と、他県の市町村の中ではもう一律24万円、新築の場合ですね。5人槽であっても6か7人槽であっても10人槽であっても一律24万円というような額でやっています。その辺が、先ほど言いましたように、新築を一気になくすというのは恐らく私も無理だと思っておりますので、その辺の24万円なのか、例えば30万円なのか、27、8万円なのかというような妥当な線をぜひとも検討していただいて、その浮いた分というのは悪いんですけど、そちらの方を転換促進事業として、少しでもきれいな水を川下に流すような努力をしてもらいたいと思います。

合併浄化槽に関してはそういうお願いも含めまして終わりますけれども、次に、消防関係への再質問でありますけれども、救急体制でありますけれども、出動件数もどんどん増えていると。大体毎年5%ずつ増えているというような答弁がありました。ちょっと私もきのう、前消防議会議員でありました方に資料を少しもらいましたけど、ちょっと忘れまして。平成14年が1,615件、平成15年が1,753件とどんどん増えていました。救急車1台当たりも1日平

均約5件、多いときは1日17件というような大変な激務をこなしています。

初日の6月8日の市長の行政報告に、6月2日、大分市で開催された第28回大分県消防救助技術大会に由布市消防局から11名が参加され、その結果、全種目で全チームが優勝され、中でもロープリング救出に出場した4名が4位になり、九州大会へ出場することになり、匍匐救出に出場した3名が見事に優勝され、8月24日、札幌市で開催をされます全国大会へ出場することになったとのうれしい報告がなされました。我が由布市の消防署の消防職員のレベルが非常に高いということですのでうれしく思っています。

それだけ、先ほど答弁の中にも、到着時間が大体いろいろ各3町の時間もありましたけれども、少しでも早く到着してほしいと思いますし、到着時間の短縮等、職員のモチベーションもかなり高いと思いますけれども、かなり優秀であるということのあかしだと思います。

しかし、反面、職員の優秀さに頼って、現場に過度の負担をかけていないか心配しています。先ほども言いましたように、来年度から一応行財政改革対策特別室ですか。その中に来年度から4名ほど増やす予定の資料をいただきましたので、かなり救急の方に力を入れてくれているなど少し安心をいたしました。

そこで再質問ですけど、救急救命士の資格を取得するには1人どのくらいの費用がかかるでしょうか。お聞かせください。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長でございます。4番、新井議員にお答えいたします。

1名の救急救命士を養成するには、やはり1人300万近く要します。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。

議員（4番 新井 一徳君） 救急救命士の資格を取るのが300万ですね。大変な費用だと思います。先ほど、室長の答弁にもありましたように、何か救急救命士を持っている方、資格を持っている方を優先に採用するというような気持がよくわかります。

しかし、現在、救急車にはやはり救急救命士を必ず乗車しているんですね。その辺で、先ほど救急救命士が7名由布市にはいるというんですけれども、湯布院出張所に1人、挾間本部に6名ですか。そうした場合、庄内出張所が出た場合どうなるんですか、その辺をちょっとお聞かせください。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。4番の新井議員にお答えいたします。現在、由布市消防本部におきましては、7名の救急救命士、国家試験に合格した職員がおられます。今年度4月1日から高規格救急自動車を運用しております。その高規格救急自動車には常時救急救命士を乗

務するということになっております。その関係上、現在7名いる救急救命士を挟間の由布市消防署に6名配置したその理由につきましては、現在救急救命士と言われましても高度な国家資格をとってもすぐに高度な応急処置ができるものではございません。国家資格をとりましても病院における薬剤投与の研修、それから気管内送管、これに対する30症例、いわゆる30症例の臨床を経験しなければ気管内送管、それから薬剤投与、薬剤投与につきましては、10症例、これを経験して初めて担当医の実習証明書をいただいて初めてこういう高度な処置ができるようになっております。

その関係で、18年度から救急隊員、救命士2名を病院内研修、いわゆる気管内送管及び実習にやるようにしております。この気管内送管というのは、しょっちゅうあるものではございませんので、1人が何カ月かかるか、今のところ予定も立っておりません。それから、1名は薬剤投与、これは薬剤投与は点滴の中に強心剤、昔でいう強心剤、これを点滴の中に注入するものでございますけれども、あくまでもこの2点につきましては、心臓停止、呼吸停止の者に対して行う処置でございますけれども、それがことしの8月から福岡の救命士研修所に1名、入校するようにはしております。

それから、研修が終了したならば、逐次交代し研修をやるようにしておりますので、常時3名近くいないと常時高規格運用はできないというところでそういうふうにはしております。

先ほど市長の答弁の中にもありましたように、今後職員採用につきましても、県下の消防本部はもう大半の消防本部が救急救命士の資格を持った職員を採用しているようでございますので、由布市もこういう財政事情でございますので、非常に市長の方をお願いして、救急救命士の採用ということも視野に入れて検討願っているところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。

議員（4番 新井 一徳君） ありがとうございます。救急救命士をとるためにも大変な労力というか、そういった医師に近い勉強もしていかなければならないというようなこともわかりましたし、今後、少しでも人命を救助するため、救急救命士はやっぱり私も必要だと思っておりますので、お金には変えられないものがあると思っております。

それで、大変なお金もかかるわけですけれども、今度そういった九州大会とか全国大会へ出場することになったんですけれども、とにかく今財政事情が悪い悪いと言われております。その中で、せっかく日ごろの訓練の結果、九州大会、全国大会に行けるような技術を持った職員がいますので、その辺のところも余り財政がよくないんで大変だということ、日ごろの消防職員の訓練にも私は差し支えるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともモチベーションを下げないようお願いしたいんですけど、その辺のこと、市長はどう考えていますか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この前、ぜひ九州大会、全国大会へ行って由布市の名前を高めてくるように激励をしたところであります。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。

議員（４番 新井 一徳君） ちなみに、全国駅伝大会のときは加藤岬さんが見事に快走してくれまして、市長も応援に行ったわけですけど、今度はその消防職員の応援にも行くつもりであるのでしょうか。その辺をちょっとお聞かせください。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） ちょっと無理かと思っています。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。

議員（４番 新井 一徳君） 最後になりますけど癪癪最後ではありません。ちょっとせっかくそういったすばらしい大会に出て、大分県の由布市の名声を高めていただきたいという市長の行政報告にもありましたんで、ぜひともお願いしたいと思います。

最後に、除細動器ですか。A E Dですか。充実活用について。今救急車等につけていて、将来は公共施設につけたいというような答弁があったんですけど、具体的にどこどこにつけたいというようなことがわかればお答えをいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。現在、A E Dは消防車両、１１台ございますけれども、その中に４台積載しております。その内訳は、救急車に３台、救助工作車１台、今後の見とおしといたしましても残りの７台、これには積載をして、いざというときに役立つようにましていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。

議員（４番 新井 一徳君） この除細動器の充実活用については、やはり学校とかその未来館とか、人の多く集まる場所に設置してもらいたいと思っておりますし、心肺停止になった場合、５分以内に心臓を動かさないと死ぬ確率が確実に高くなりまして、たとえ助かったとしても脳死状態になり、社会復帰はなかなか望めませんと、そういった事例が出ます。やはり近くに除細動器があればというような、後手に回らず配備をしてほしいと思います。

ところで、この除細動器について、やはり一般の方も今度は使えるようになっていきますので、そういったA E Dですか、その講習の予定は、やる予定はありますか。質問します。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。昨年の７月からこのA E D、除細動器が一般の方にも使

案内をしていただきました各学校長、教頭先生にはお礼を申し上げます。そして、学校教育課長太田課長にも5日間同行していただき、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

この訪問で、安全確保と特別支援教育制度加配について私は注目をしました。特別支援教育については県議会で質問されており、その報告が載っておりましたので、このことについては私自身もう少し研究してみたいと思いますので、今回は安全確保についてお伺いをいたします。

昨今の痛ましい事件に胸を痛めております。秋田の事件には、だれを信じてよいのかわからなくなるほどの悲惨な事件で、考えられない悲しい結果となっており、現在の社会現象の一面をかいま見た気がします。事件の起きるたびに学校、行政は、地域、家庭と連携、連絡を深め、対策を講じています。それにもかかわらず後を絶たないのはなぜでしょうか。

以前は、交通事故防止のために安全確保のための安全確保でしたが、現在はさらに犯罪から登下校時の子供たちの身の安全を守る取り組みが必要不可欠となってまいりました。新潟県では、犯罪のない安全で安心な町づくり条例が制定され、学校における安全確保、道路等の防犯性の向上、そのような条例がつくられております。条例で子供たちの身を守らなければならない世の中になったかと思うと寂しくなります。安全で安心で犯罪の少ない日本と言われていたのに、毎日のように事故や殺人、虐待といった事件が報道されています。心が貧しいからでしょうか。このような状況を含め、子供たちの安全への思いを強くしたわけですが、次の3つの項目についてお伺いします。

1点目はスクールガード、スクールリーダーについてです。この件についても市報6月号に記載されており、その内容については大方わかりましたが、簡単に経過とその役割等の説明をお願いいたします。

2点目は、通学路の見直しと安全確保、再点検についてです。各学校からいろんな要望が毎年出ており、市P連、執行部との話し合いの折にも出ていると思いますが、特に通学路の安全確保について、よろしくお伺いいたします。危険箇所の確認、それから点検、補修等です。それと、横断歩道、カーブミラー、信号機、外灯の必要について、点検、検討がされておりますか。それと1人下校の対策についてお伺いいたします。

3つ目に、学校教育課ではどのような安全対策を講じ、指導をしておられるのかお伺いします。これは、地域への協力を求めるときは各学校間で行うのかとか、安全パトロールの状況の把握、それと、警察署との連携はどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

1つ目は以上です。

続いて2問目ですが、主要施策に掲げる事業及び委員会の進捗状況についてお伺いいたします。もう6月なのに、これらの大切な事業は、委員会はどうなっているのであろうかと気をもんでおります。事業には、立案、計画、実践と、すぐできるものではなく時間を必要とします。また、

合併後、余裕のない厳しい財政に頭を悩ませながら、立ち上げをしているところだと思えます。しかし、単年度事業においてはもう3カ月です。行財政改革を念頭に置いて、あれもこれも手を広げ過ぎることはないと思えます。借金の穴埋めをするために合併をし、歳入の多くを見込めない中での事業の促進は、意欲と決断と工夫、補助金に頼らない姿勢でこの最悪の時期を乗り越える必要があるかと思えます。そのためには組織の見直しや仲間づくり、そしてイベントにおいても派手さや立派さ、大きさとかいうものではなく、質素でも努力の跡や人とのつながり、手づくりの楽しさなど、少し縮小して静かに過ごすのもよいのではないかと思えます。

会計監査同様に、事業にも監査体制が望まれ、評価も大切になってくると思えます。事業、委員会の進捗状況について伺いますが、この通告書提出後、直接説明を受けたもの、市報に記載されたものもあり重複しますのでその点については簡単でも構いませんが、一つ一つを少しゆっくり内容について答弁をいただきたいと思えます。

私の調べた範囲の中で何点か上げております。地域活力創造事業、コミュニティー事業、住民自治条例制定事業、地域交通計画策定支援事業、それから事務組織検討委員会、行財政改革推進会議、地域審議会、由布市総合計画審議委員会、景観条例制定事業、生涯福祉計画策定事業、総合福祉センター、給食センターにつきましては、去る5月30日、給食センター建設策定委員会が開かれ、13名の委員で会議がありました。今これについても現在、作業部会等とあわせて検討中です。また、この報告も議会でしなければならないのではないかなと思っております。

それと少し、ちょっと方向性が変わりますが、きちよくれ祭りの進展ぐあいについてお聞かせください。

そして、先ほど消防署長の方からも説明がありましたが、AEDについてはとりあえず今の新井議員に言ったことで大体足りてはおりますが、また再質問させていただきますが、火災警報機の設置に向けての指導取り組みについてお聞かせ願えればと思えます。

2問目についても以上です。

続いて、3点目に移りますが、3R推進による循環型社会への取り組みについてお伺いします。

3Rとは、発生抑制、再使用、再生利用を英語でいうとリデュース、リユース、リサイクル、そのRです。何回もこれを取り上げて申しわけないのですが、ごみを出す一主婦として、そして常に接しておりますので、どうしても関心がいきます。しかし、この環境問題は、住民への意識改革も含めて、財政上にも大きくかかわる今後大切な課題にあると思えます。

終末処理場を持たない由布市も、自立の方向を考えるかごみを減らすか。大分市からの負担金要求が考えられる中、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみの動向は注意深く見守るべきで、委託の件も見直す必要があるかと、現時点で衛生組合の負担金が4億8,000万、ごみ収集処理業務委託料が6,188万、資源ごみ処理委託料が2,900万、これを高いか安い、これだけの費用が

かかっております。

県も大分市もごみ減量作戦へ積極的に乗り出しております。また、環境省では、生ごみから生ごみ発電を、佐伯市では廃油から燃料を再生し、公用車1台分の燃料にと、挾間町でもヒマワリ油をつくったのですが、その行方はどうなっておりますでしょうか。

県より生ごみの有効利用、それから循環型産業を考えてほしいとごみゼロ大分推進会議ですが、そういうのに参加しますと、直接そういった書類が来るんですが、県より市へこのような事業の紹介、それから推進の依頼は来ないのでしょうか。このような質問について2項目ほどお願いいたします。

1つ目は、19年に再開します大分市リサイクルプラザへの今後の対応です。どこまでの分別になるか、それから地域でどのように取り組むのか、また行政としてどのような体制をとるのか、その辺をお聞かせください。

それから、県と市と同じように事業をしるというのではないのですが、県においてすることは、各市町村への取り組みの指導も来ていると思います。循環型社会への構築へ向けて将来市として積極的に取り組む姿勢があるのかどうかをお伺いいたします。

以上、この3点につきましてお答えをよろしくお願いいたします。再質問は自席にて答弁したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 16番、田中真理子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、質問の2点目からお答えをいたします。

まず、主要施策として掲げた事業及び委員会の進捗状況についてお答えをいたします。由布市のまちづくり理念であります融和、協働、発展の実現に向けまして、議員御承知のとおり、由布市は大変厳しい財政状況ではございますが、御質問の主要事業を初め諸施策事業におきまして市民サービスの維持向上のために鋭意取り組みを進めているところでございます。

具体的に御質問の11項目について進捗状況を御報告をいたします。

まず、地域活力創造事業につきましては、3振興局の権限で市民サービスの向上を目指すために、各振興局に配分いたしました、既に実施要項を定め、地域の要望にこたえるきめ細かな地域振興を図ることを目指しているところでございます。由布コミュニティー事業は、地方分権、協働の推進等のために自治の大切さ、組織の強化は必要度を増しております。本事業は市内各地域の自治の力の向上を図るためのモデル事業として、本年度市内6団体を指定する予定でございます。既に募集要項を策定し、市報による募集を行っているところでございます。

住民自治条例制定事業につきましては、市民と議会、市役所がそれぞれの役割、責務を明確にし、協働と信頼のまちづくりを進めるためのルールとして条例制定に向けて作業を進めていると

ころでございます。ただいま委員会の委員選任を初め、市民の意識醸成、先進事例の情報収集に努めまして、本年度中を目標に議会にお諮りをしたいと考えております。

地域交通計画策定支援事業は、市内各地域でバス路線が廃止され、住民生活に影響を与えております。この改善のために本事業に取り組んでおるところです。現在、今年度の実証実験に向けて、関係機関、団体と調整を図り準備を進めているところでございます。また、委員会の構成は、総合協力協定を締結いたしました大分大学から専門的指導をお受けし、今月に交通計画検討委員会の開催と市民5,000人アンケートを調査をいたしまして、市民生活の利便向上に即した計画策定を図る予定でございます。

事務組織検討委員会につきましては、本年3月に市役所内の組織について、緊急な一部修正が必要と判断して立ち上げたものでございますが、今後は条例に基づき、事務調整会議が兼ねている行財政改革推進本部並びにその中に設置されるプロジェクトチームにおいて市役所内の事務組織について検討してまいりたいと考えております。

行財政改革推進会議につきましては、平成17年12月6日告示第62号による設置要項に基づきまして、平成18年3月13日に立ち上げております。構成員は8名で、大分大学経済学部の先生を委員長として、企業経営関係者3名、市職員経験者1名、自治委員会からの推薦による住民代表3名で構成をされております。

この推進会議は、効果的かつ効率的な市政を推進するため、行財政改革の推進に関する事項について市長の諮問に応じて調査審議する諮問機関として位置づけられております。これまで3回の会議を開催しておりまして、第1回の会議で行財政改革大綱案を諮問し、その審議とあわせて市の財政状況や職員の状況等を説明し、行財政改革への取り組みの状況などを報告をいたしております。

地域審議会は、本年2月に挾間、湯布院、庄内の3地域審議会において立ち上げを図り、合併後の3地域の意見をお聞きし施策に反映してまいりたいと考えております。本年度は由布市総合計画に各地域の意見を反映するために地域審議会に対し地域計画について本年4月25日に諮問をいたしました。本市を構成する3地域は、それぞれの特性や課題を反映した地域計画が必要でございまして、3地域の振興発展策を盛り込んだ答申をいただくことを期待をしております。

なお、委員構成は各地域15名で構成され、うち5名が公募委員となっております。

由布市総合計画審議会につきましては、由布市のまちづくり羅針盤としての作業を進めているところでございます。5月8日の全員協議会におきまして、策定方針等の概要を御報告申し上げたところでございますけれども、ただいま12名の総合計画審議会委員の委嘱に向けて調整を図っているところでございます。

また、庁内体制として、既に助役、部局長で構成する総合計画策定委員会、課長級で構成する

策定幹事会、実務職員の策定プロジェクトチームを立ち上げ、既に地域計画の素案作成作業を進めております。今後、議会の指導をいただきながら、由布市の将来像を明らかにし、市政のまちづくりの教科書となり得る計画としてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

景観条例制定事業につきましては、湯布院地域の潤いのあるまちづくり条例や挟間地域の環境保全条例等との調整、あるいは整備を含め、建設課、振興局、総合政策課、環境課、商工観光課で景観問題について勉強会を立ち上げ、条例制定を視野に入れての調査を始めているところでございます。

障害福祉計画の策定事業につきましては、18年度当初予算で計画書策定委託料として予算計上をいたしております。現在は策定委員の人選中であり、議員の皆様にもお願いをしたいと思います。今後は計画書策定に向け取り組んでいき、来年の3月中旬をめどに計画書を完成させる予定でございます。

総合福祉センター関連事業につきましては、18年度当初予算におきまして総合福祉センター建設策定委員の経費を予算化しているところでございます。総合福祉センター建設策定委員会の設置につきましては、関係各課と協議をしましてまいりました結果、行財政改革の今後の方針と展開を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。現段階では、福祉、介護、保健の関係職員と、社会福祉協議会の職員とで準備会を発足させ、第1回準備会を6月2日に開催をしたところでございます。今後は建設予定地の健康温泉館とその隣地の土地利用なども含めて、福祉施設の内容についての検討をする予定でございます。

次に、きちょくれ祭りの進展ぐあいについての御質問にお答えをいたします。

平成17年度につきましては、挟間振興局を中心に、地域挙げての取り組みをいただき、例年どおり盛会に実施することができたと考えております。しかしながら、厳しい由布市の財政状況を踏まえ、祭り、イベントにつきましても費用対効果等を含めて根本的な見直しを考えていかなばならないと思っております。平成18年度第1回定例市議会で御提案、御承認をいただきましたように、祭り事業費は対前年比25%カットで予算計上いたしております。市内のイベントには、少ない補助金でも最大の効果を上げている民間主導のイベントもある反面、行政がすべて行っているものもありますので、過去の慣例を踏襲することなく、少ない予算で最大の効果を上げることが重要であろうと思っております。

19年度はさらに厳しい状況の中での予算編成になろうと思いますが、議員におかれましても実情を御賢察いただきまして、御協力を賜りますようお願いいたします。

火災報知機に設置に向けての指導、取り組み及びAEDの取り扱いにつきましては、まず住宅火災警報機設置に向けての指導取り組みにつきましては、本年2月の市報に掲載するとともに、

リーフレットを作成して、市内全世帯に配付をしておりますが、火災予防運動その他の機会を通じて広報活動をいたしてまいります。また、必要に応じて説明会を開催するよう計画をしているところでございます。

警報機の販売による市民が悪徳業者の被害に遭わないように、リーフレットで注意を促し、また各町の自治委員さん及び消防団員にも、購入に際し、市民に助言をしていただくようお願いをしているところでございます。

次に、A E Dの取り扱い講習会についてでございますが、消防本部では現在、自動体外式除細動器A E Dの普及啓発を市報等で呼びかけているところでございます。市民だれでも手法することができるA E Dを1人でも多くの市民にマスターしていただくために、今後も引き続き自治区単位、事業所単位による講習会を充実させてまいりたいと考えております。

次に3 R、発生抑制、再利用、再生利用、この3つの推進による循環型社会への取り組みにつきましては、1、大分のリサイクルプラザへの今後の対応について、2、循環型社会への構築に向けて取り組む姿勢があるかにつきましてお答えをいたします。

大量消費の時代から循環型社会への転換が掲げられてから数年が経過をいたしまして、各種法令の制定や補助制度の創造など国を挙げて施策が進められているところでございます。特に廃棄物の処理につきましては、最終処分場の確保がいずれの自治体におきましても困難を極めるとともに、既存の施設が限界を迎えようとしている中、循環型社会への取り組みがますます必要不可欠となってきているところでございます。

最初の質問にあります大分リサイクルプラザへの今後の取り組みの件でございますけれども、御承知のように大分リサイクルプラザにつきましては、国が施策として進めている広域処理施設として大分市と由布市が共同処理を目指して建設を目指している施設でございます。平成19年の4月の竣工、稼働開始に向けて現在準備を進めているところでございます。

リサイクルプラザでは、ごみを12分別として処理することが分別プロジェクト会議で決定されておりまして、今後、市民への説明会の開催など計画をして周知徹底を図ることといたしております。由布市におきましても、大分市と歩調をあわせ取り組んでまいりたいと考えております。

次の循環型社会への構築に向けての取り組む姿勢についての御質問でございますが、さきに述べましたように、廃棄物は無論、水環境などあらゆる分野で必要不可欠なものでございまして、さらには地球規模での温暖化抑制に向けての取り組みを進めなくてははいけないと考えております。

具体的な取り組みにつきましては、現在、大分県が進めているマイバック運動などの啓発に努めるなどですが、個人の意識改革、モラルの向上がなければごみの分別徹底や3 R運動の推進は図れません。当面、リサイクルプラザ稼働に伴う12分別の収集計画策定が急務でございまして、分別に係る地区説明会などあらゆる機会を通じて3 Rへの取り組み、啓発を進めてまいりたいと

考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） 16番、田中真理子議員の質問にお答えをいたします。

通学路の再点検と安全対策の見直しについて、基本的なことを私が答弁し、具体的な3点にわたっての答弁は次長がしますので、よろしく申し上げます。

非常にもう嫌な時代になりまして、子供が犠牲になる、考えられないような事件、事故が多発をしていますし、これでもう終わり、今から全然ないんだという保証がないだけに、非常に困難な大事な問題を抱えてきているというのが実態じゃないかと思えます。

由布市においても、昨年10月から11月にかけて、声かけ事案が立て続けに起こりました。由布川小学校、由布院小学校、塚原小学校。それを受けて南署と連携しまして緊急対策会議を関係各位多数出席していただきまして開きました。その中で、今何をやらなきゃならないかということ話し合いながらお互いに確認したことが5点あります。

1つは、こういう子供が犠牲になるような事件、事故はどこでも起こりかねないという、やはり緊急身近な問題として、切実な問題としてとらえるということが1点です。

それから2点目は、声かけ事案等、そういった情報の即時共有化ということです。あるときこういうことがありました。月曜日の午後になって初めて声かけ事案がわかったということがありました。それは、金曜日の放課後、夕方に小学校の低学年の男子に対して声かけ事案があったんですが、それを連絡帳に保護者の方が書いて、そして連絡帳を担当が昼休みに見て、そしてそれがわかって連絡したというようなことがあります。そういうことではなくて、即情報を入れ、そしてそれぞれ情報を流し共有化するということが大事だということで、そのことが確認されたわけです。

それから3点目は、1人下校ゼロ運動を徹底させようと。これはなかなか難しいことですが、我が校で我が子がそういうことに巻き込まれることを想定したときに、これはやはりやらなきゃならないことだということでこれの徹底です。それと関係機関との連携を強化する。学校、家庭、地域の連携ということはよく声高に言われるわけですが、こういう緊急事態、これこそやはり一番やらなきゃならん部分だろうと思えますし、警察署そのほかの関係機関とももちろん手を取り合いながらやっていく必要があるということで、連携強化です。

最後には、通学路の見直し、御指摘のような安全マップ作成等も含めた通学路の安全点検です。そういうことを確認した上で、それ以後起こったことに対してもその場その場でファックスを流すなり緊急校長会を開くなりしながら対応を改めて求めているところです。

今年度になっても東庄内小学校でやはり声かけ事案が起こりました。そういうことで、いつ何

どきこういう事件、事故に巻き込まれるかわからないようなことだということもお互い関係各位が緊迫感を持って対処するということですが、関係の方々も子供たちを温かく見守っていきこうという輪がだんだんと広がってきてくれています。非常にありがたいことだと思っております。高齢者の方々が組織を挙げて下校時に手分けをしながら、たすきをかけて見守ってくれている。散歩も兼ねている場合もありますが、散歩じゃなくて、完全に毎日毎日その道路筋には循環していただいているという例もありますし、その輪が広がっていることに対して感謝しているところです。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） それでは、16番、田中真理子議員の質問にお答えします。より具体的にお答えしたいと思います。

1点目のスクールガードリーダー、スクールガードにつきましては、由布市の市報の6月号に詳しく掲載していると思いますが、スクールガードリーダー、つまり地域学校安全指導員、スクールガード、学校安全ボランティアについては、大分県として平成17年から3年計画で県下すべての学校をスクールガードリーダーに巡回してもらい、児童生徒の学校内外の通学路における安全、安心の学校地域づくりを進めていくようにしているところであります。

平成17年につきましては湯布院町に配置したところであります。今年度は由布市のすべての学校で体制が整えられるように、庄内地域、挾間地域2地域にスクールガードリーダーを委嘱し巡回指導をしていただいているところであります。そして、各学校で25名程度のスクールガードを保護者や地域の方々をお願いして、登下校のパトロールをしていただいております。

次に、2点目の通学路の見直し、安全確保点検でございますが、田中議員も学校訪問でおわかりのように、学校が通学路安全マップを作成して、すべての学校で作成して、児童生徒、保護者等と点検しているところであります。特に、実際に子供と教師が校区を回り、危険な箇所について把握するとともに、安全指導を行っているところであります。また、昨年からは教育委員会として、先ほども教育長が申しましたように、1人下校ゼロ運動と強く指導しているところであります。

これは先ほども安全マップにつきましては言いましたように、安全マップも児童の家をチェックする。校長みずからチェックするなどして対策を講じているところであります。

また、危険箇所の補修等につきましては、子供たちの安全のためにも、できるものから取り組んでまいりたいと考えています。

次に、3点目のどのような安全対策を立て指導しているかということでもあります。近年、安全

神話が崩れ、学校安全を脅かす事件の発生状況を踏まえまして、子供たちが安心して教育が受けられるよう、地域、社会全体で学校安全に取り組むことが重要であろうかと考えております。特にことし1月には、全児童にブザー配布、由布市の全児童に対しましてブザー安全配布等を行っているところでありますし、また今年度に入りまして、大分南署の協力で、各学校とも防犯教室を開いているところであります。

また、市報の6月号に書いてありますように、安全合い言葉ということで、「いかのおすし」ということで、行かない、乗らない、大声で叫ぶ、すぐ逃げる、知らせるといふ合い言葉を児童にも教えながら指導をしているところであります。

学校における、また危機管理体制の再確認といたしまして、校長会などを通じて緊急時の校内連絡体制の確認、それと先ほども教育長が申しましたように、警察と保護者等の連絡体制の確認、それと県教育委員会の連絡体制の確認などをして、発生時の緊急対応マニュアルの再確認をいたしているところであります。

以上が具体的なことでありますけれども、今後とも地域の皆さん方の協力をいただきながら、児童生徒の事故防止に努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方もよろしく御協力のほどをお願いいたします。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。

それでは、質問の第1番目の通学路の安全確保について少しお伺いいたします。スクールガード、スクールリーダーについてはわかりましたが、スクールリーダーの方の格好といいますか、それはもう普通の私服で回られているのでしょうか。その辺をちょっとお伺いします。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 制服というのはありませんで、安全たすきですね。そういうものを、たすきをかけて回っているところでありますし、また、車には安全パトロール中というステッカーといいますか、それもつけておりますし、できるだけ公用車にも防犯協会からいただいたそういうステッカーを張って見回りを強化しているところであります。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは、湯布院の方も入れて全体では3名と考えて、スクールリーダーはよろしいのでしょうか。3年間の期間ということで、18年度の挟間と庄内の2人は今年度からでしょうけれども、ちょっとその辺についてお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 学校課長。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。今の質問でございますが、17年度は湯布院町の浦松さんという方が1年間、スクールガードリーダーということでしました。今年度は議員さんであります庄内町の三重野議員さん、挟間町の飯田妙子さんがスクールガードリーダーということで、今年度は2名でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 飯田さんは飯田妙子さんだと思いますので、訂正をしておいていただきたいと思います。

じゃ2人ということなんですが、地域としては非常に挟間、湯布院、庄内を全部考えますと非常に広いんです。どういう回りをしているか、ちょっとその辺もわからないんですけど、無理がいかないのかなと。結構これ縛られてくると思うんです。子供はやはり毎日のように1週間5日間は登下校していますし、そのほか公園なり、それとか見えない部分で非常に危険性もあるんですけれども、そこ辺までやはりスクールガードリーダーの方は注意をしなきゃいけないというような大切な役目があると思うんですけれども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

人数的にもうそれ以上ふやすとかいう必要、ただしスクールガードの中で25名の方がいらっしゃいますね。そういう方々とも連携をとりながら恐らくやっていくんだと思うんですけれども、学校関係の方はこういう方がいらっしゃるといこともわかりますし、私たち地域に住んでいて、じゃだれが地域の方がこういうのをしているんかというのがあまりわからないんです。その辺は公表した方がいいのかしないのがいいのかわからないんですけれども、声かけ一つにしても、何も印をしていなければ、例えば極端なことをいいますと不審者と見られてもわからない場合もあるんですけど、そういったところの統一性といいますか、何かバッチなり腕章なりあるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 学校教育課長。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。昨年の湯布院町の浦松さんの場合ですけれども湯布院町の4校、由布院小学校含む等々4校を巡回をしていただきました。それから庄内町の三重野議員さんには、庄内町と湯布院町の一部、それから挟間町の飯田さんにつきまして挟間町ということで、校区を分けまして巡回をお願いをしております。

先ほど次長の方からも言いましたように、車にはそういったものをつけますけれども、腕章等もつけて、一応わかるようにはしているつもりでございます。あとその学校にスクールガード、これは保護者、それから地域の老人会、それから学校の先生のOB、こういう方がリーダーになっておりますので、その方とリーダーの方が連携をして、特に小学生の下校時、下校時の時間帯を巡回をお願いしていくということでございます。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 今回、これを1つ上げたのは、たすき1つにしても緑があり赤がありと、いろんながあると思うんです。そのたすきも、例えば、お願いしますと言われて、そこでそのたすきを受けとってその人がきちとした自己管理をしていればいいんですけども、万が一、きょうは行けんけん何とか頼むとか言ったりなんかして、そういうおそれもこのごろないとは限らないんです。地域の方々にこういう協力体制をとっていただくということはほんとにこれ一番いい方法だと思うんですけど、余りにもそれが先行し過ぎて、どこかでやはり情報発信するところが教育委員会であれば、どことどこがこういうことをしていますよという把握等、きちっとその辺の管理をしておかないと、何かあった後に、あの人が持っていた、この人が持っていたでは悪いと思いますし、警察との連絡はというときは、私は警察が教育委員会なりにこういうものを学校に配布しますよと、たすきなりを。そういうことを事前に言われておいて学校に持っていくのはいいんですけど、警察も、小学校とかに行ったときにこのたすきをしてくれませんか。そして、そこ辺の情報がまだ教育委員会に伝わらないとき、そういったことがこれからあると考えられるんです。

ステッカーもしばらくしてから、車にやたらとステッカーが多いなということに気がついたんです。そのステッカーもきちっと地区の名前なり自治区なり何か入ってきた場合はいいんですけども、単なる、今いろんなステッカーとかが簡単にできますので、それを気安く車に張られてパトロールされてもその辺は困ります。だから、どこまで信じていいのか、どこまでをあれしていいのかちょっとわからなくなるような現在の状況ではないかなと思うんです。

県下には自主防犯パトロール隊は119団体あるそうなんです。青い防犯灯をつけて車を走らせるのはもう認められたパトロール隊の車しかつけられない、そういうふうになっているんです。だからその辺で、問題が起こらないうちにやはりきちっと整理をする必要があるんじゃないかなと思うんです。淵野議員がまたあした、私と違った意味で質問すると思うんですけども、古野地区もきちっとたすきを渡すときには確認をして、名前を書いて、また戻ってきたら確認をして渡すということをちょっと聞きました。だから、それくらいのことをしないと、やたら癩癩してあげたい、その気持はわかるんですけど、だれでもかれでもが何となくたすきをして何となく癩癩まあ何となくじゃないんですけど、一生懸命しているときに、持っている人も責任があるし、そんな意味も含めて、もう一回こちら辺で、ちょっとその辺の見直しをしていただきたい。そのように考えているんですけど、どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 今、田中議員のおっしゃるように、私ども再確認しながら、そういう点につきましても統一性を持たせて、各学校にも指導してまいる所存でありますので、今後と

もよろしくお願ひいたします。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） じゃ、その辺につきましてはよろしくお願ひします。

それと、危険箇所とかいうのもやはり、草刈りとか見通しをよくして、なるべく子供たちが通るときに危なくないようにしていただきたいと思います。それと、結構、大津留小学校なんか行ったら道がよくなっていて、非常に交通のあれが激しいんです。そのときに横断歩道が薄くてよく見えないとかそういう部分の意見も聞かれました。それから、カーブミラー、信号機、それとあれは阿南小学校ですか、新しい道ができたんですけど外灯がないとか、いろんな要望があったんですけど、まずこういうところの点検もまずしてあげるのが一番いい方法かなと思います。

外灯につきましても、地区に電気代がおりるんですけど、野津原に1カ所ですか、太陽蓄電で電気がつくあれがあるんです。ああいうのを九電に聞いてはないんですけど、ああいうのも設置できたらなとか思っておりますので。

ただ、横断歩道とか標識は、警察には要望を出すけれども、するのは県道だったら県の土木事務所、国道だったら国の何とかとか言われましたので、何かちょっとその辺が対応がくれる理由かなと思ったんです。要望を出して通じるものであればそれぞれ地区の方、また議員皆さんもお手伝いして、なるべく早急に安全確保ができるようにしていただきたいと思います。もうこれは答えは要りませんが、よろしくお願ひいたします。

それと、2問目の、主要施策として掲げる事業及び委員会の進捗状況ですが、これはやはり早目に取りかかっているんなことを検討していただきたいと思います。行財政改革が絡まっておりますので、きついことを言うかもしれませんが、何か似たような委員会とかも多いかかなと思ったりしますし、本当にできるかできないかは、もう心を鬼にしても、できるものをやはりする、しないものはしないということで、そういった方向でいかないと、まあまあうちにいるんなことをしていると、すべてをしなきゃならなくなって、ますます財政が困難になると思いますので、そのあたりをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、これをどこでこういったのを報告をしていただけるのかなと思うんですが、今、全員協議会が月1回にあってはないんですけど、やはり報告をしてもらいたいので、ある程度進捗状況が進みましたら議長を通じて全員協議会などを開いた折にでも少しずつ報告をしてもらえたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、このところはもっと強い、いろいろ言いたいんですけど1つだけ、きちよくれ祭りの進展ぐあいですが、挾間町にとりましてはこれは一大イベントで、320万と25%ぐらいやカットされております。これをどのようにしていくかというのが今問題になっておりますが、私も企画委員の方で二、三年頑張っただけでまいりました。よその湯布院、それから湯平も温泉まつり、

それからいろんなところに行ってきましたけど、大体1日で終わっております。これもやはり、もうこれぐらい削られたらやはり1日ですか、自分たちの手づくりとする方向に持っていかないと、私は幾らお金があったって足りないと思います。それで、今企画委員をしております、一応は終了はしていると思いますけど、今後どのようにしていくのかがまだはっきりと方向性が示されておりませんのでちょっと不安な状態になっております。もうかかるのであれば早急にかからないと、企画を立ててどういうふうにするか。お金集めをどうするかということがあるんですけど、この辺について、もう頭から実行委員会をつくりたい。そのための公募をしたいと考えていらっしゃるでしょうか。そのあたりをお伺いします。

議長（後藤 憲次君） 挟間振興局長。

挟間振興局長（後藤 巧君） 16番議員にお答えをいたします。

きちよくれ祭りの件でございますが、18年度につきましては、当初、民間主導の形ができなしかどうかという検討をいたしておりました。それで企画委員の立ち上げがおくれたわけですけど、一応6月中には企画委員会を立ち上げて、11月実施に向けて取り組みたいと思っております。企画委員の皆さん方の意見をお聞きしまして、どういうイベント、祭りをするかというのも考えていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） わかりました。じゃなるべく早目にその機会を設けてほしいなと思います。

それから、火災警報機の設置に向けての指導ですが、やはり業者にとりましてはこれ、5,000円から7,000円ぐらいの間でつけなきゃならないんです。それで、やはりきちっとした対応をして、その販売に当たられる部分については悪くないと思います。ただし、先ほど市長の方から報告がありましたように、悪徳業者、そういった方々もやはりこういうところには鋭く目をつけると思います。それで、何かを携帯するというわけにはいかないんですが、これは横萬とかそういうところで買ってもつけられると。電器屋さんとかガス屋さんとかそういう人たちもつけてあげられると、そういうふうなことを聞いておりますので、その辺の、でまあ罰則規定もないし5カ年の経過措置なんですけれども、私の家でも4カ所か5カ所つけなくちゃならないんですが、単純に6,000円のを買ったとしても3万とかぐらいかかるんです。罰則がないだけに、つけなくてもいいですよと言いながらも、もし火事になったときはどうするのかとか、売りに癩癩売りにいくという悪いんですけど、どういう、何かこういうものをつけてくださいとかいう人を選定するとかそういうことはできないと思うんですけど、そういった対策をどういうふうにご検討おられますか。お聞きしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長でございます。16番、田中議員の質問にお答えいたします。

火災警報器につきましては、ことしの5月ですか、こういうリーフレットを消防本部独自で策定いたしまして、市内の全世帯に配布をいたしたところでございます。この中で、裏面に「悪質訪問販売に十分注意」というふうに項目を赤字で書いております。多分皆さんも見ておられると思いますが、この火災警報器につきましては、昨年の12月の、17年第1回の議会で火災予防条例の改正を提案いたしまして、承認いただきました。これでことしの6月1日から癩癩今月の1日から新築住宅につきましてはつけなさいと。それから、現在ある既存の住宅につきましては猶予期間を5年間設けまして、平成23年の5月末日までに設置をしなさいということで条例改正をしたところでございますけれども、先ほど議員が申しましたように、この警報器につきましては値段もばらばらでございます。1,000幾らから1万、2万という高価なものまでございますけれども、我々消防本部といたしましては、ぜひこの鑑定マーク、鑑定マークのついた警報器を購入していただきたい。それから、由布市内にも電器屋さんが数軒あると思いますが、その電器屋さんでも販売、設置をしていただくということでございますので、この悪徳業者の被害に遭わないためにも、やはり皆さん方の知り合いの電気業者から、自治委員さんにも先ほど申しましたように住民の方に助言をしていただく。消防団員にも助言をしていただくというふうをお願いしておりますけれども、そういう方のやはり自治区単位もしくは隣保班単位で購入をしていただくのが一番そういう被害に遭わない対策ではなかろうかというふうに考えておりますので、そのような対策をとっていただければいいんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） はい、わかりました。そういうチラシは余り読まない人は読まないで、そこ辺が一番あれかなと思います。消費者癩癩きょう後ろに見えていますアドバイザーの方たちがいますので、そういう人たちにも声をかけるようにとか、それと自治区長さんとかいるんな人に通じてでもこれにやはり余り、今いうように1万もするのがあるなんて知りませんでしたけど、もしあるとすればやはりだまされると思いますので、そういうことにはやはり十分気をつけて、被害の出ないように工夫をしていただきたいと思います。鑑定マークとかいうのももっとわかるように、何かするようにしてくれるとまだありがたいかなと思っております。

それと、1軒、ある電器屋さんは、こういうのを何か認可してもらって、済んだところにはこういうマークをつけてくれるとって良心的にしているところがあるんです。だから、それぞれ電器屋さんで取り組みが違うと思いますが、町内の電器屋さんをなるべく利用する、市内の電器屋さんを利用するといった意味でも、これは別に悪いことじゃないと思いますので、そういった努力もしていただきたいなと思います。

最後に、3Rについてですが、1つお伺いしたいのは、行財政改革の中で、牛乳パックとかが何か廃止になる方向にあるというのが出ておりました。せっかく牛乳パックは今100枚集めたら5個のトイレットペーパーがもらえるということで張り切っておりましたが、なかなか今牛乳を飲まないで100枚が集まらないんです。それで、20枚で1個とかを交換してくれるのかどうか、そういったのも1つあるんですが。

また、コンポストもその事業を取りやめる方向にしております。何のためにごみを減らしているかとしている努力が徐々になくなっていくんですが、土に返せば簡単なんですけど、その辺も含めて、これから検討していただきたい。そして、業者の中には、今古紙を集めております。これチラシに入っていました。それをいただいてきたんですが、大分中央新聞販売店取扱店では、今こういうふうなものをあれして、古紙を、各自の家に出せば業者が取りにくるようになっているそうです。こうして新聞を発送するところがこういうふうにして回収する。また、生協も今チラシは今自分のところの生協で取ってもらって持って帰ります。だからこういうやはり努力は必要だと思います。そして、それも先ほど市長がおっしゃいましたように、それぞれ個人の意識の改革で、そういうことをやはりしていかなないとごみは出る一方だと思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

できれば行財政改革の中にこういった手段というか、古紙が減ればどれくらいのあれが浮くとかいうことをしていただきたいなと思うんです。それで、大分市か県かわからないんですけど、環境の次長さんですか、その次長さんの役割が、行財政改革の推進の役目と、ごみを減量する、ごみ減量推進という仕事を兼ねて環境次長をしているみたいなことを書いておりましたので、やはりぜひ環境課におきましてはごみとかそういったこともするようになっておりますので、ぜひお願いしたい。そして、これ民間では非常に限度がありまして、なかなか援助がないとできません。だから、このことについてこれから民間と、民間のそういったボランティアとかNPOとかに対して積極的に取り組む姿勢を考えていらっしゃるかどうか、そのあたりをちょっとお聞かせ願えればと思います。

議長（後藤 憲次君） 課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課の麻生でございます。田中議員さんからの厳しいいろいろ御指摘があったんですが、一応市の方の行革の中でいろいろそういうのも話題にはのっておりますが、先ほど言いました牛乳パックとか。それから、先ほど言いました大分市の次長さんがホームページを載せていまして、そういうごみの減量化が重要であるというのも私も先般ちょっとインターネットで見せていただきました。

主管課としては極力、先ほど議員さん言われましたことを、例えば先ほど言いましたように牛乳パックとかいろいろ単費で、啓発なり学校の生徒から大人の方まで啓発をしている分がありま

